

令和2年第7回大木町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和2年12月10日（木） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小嶋裕司
6番	北島好昭	12番	中嶋宗昭
7番	益田隆一	13番	中嶋和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	的場哲也
副町長	益田富啓	健康兼福祉課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	産業振興課長	広松栄治
総務課長	池末行成	建設水道課長	荒巻尊己
企画兼環境課長	野田昌志	学校教育課長	内藤智之
会計課長	川村九州生	生涯学習課長	中村和也
税務町民課長	杉康則		

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①会期の決定について

②町長の挨拶

③大木町課設置条例の全部を改正する条例の制定について

④行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

⑤大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

⑥大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

⑦大木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

⑧令和2年度大木町一般会計補正予算（第7号）について

- ⑨令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- ⑩令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）について
- ⑪町道の路線の廃止について
- ⑫町道の路線の認定について
- ⑬久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について
- ⑭久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議について
- ⑮一般質問
- ⑯大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑰大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑱会議録署名議員の指名について

8. 議事

議長　それでは、皆様、改めましておはようございます。

第7回12月定例会の初日に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、はや10日を経過し、2020年も残すところ20日余りを残すのみとなりまして、ご出席の皆様には何かと気ぜわしいことと存じます。この1年は、新型コロナウイルスに始まり、感染者数の増加に気をもみ、その対策に追われ、寒さ深まってコロナ感染者増加傾向で閉じようとしております。幸いにして本町を含む筑後地区では爆発的な感染の増加は確認されておりませんが、気を緩めることなく新しい生活様式の中で日々の活動に邁進してまいりたいと思います。

しかしながら、町民の皆さんとの接触が限られた中、様々な施策に対し、意見聴取の機会が失われていることも否めません。このようなときだからこそ、現状でき得る限りインターネットやSNSなども駆使し、情報の収集に努め、

議論の糧としまして、よりよい施策となるよう議論を深めていただきたいと思います。

今定例会には、町民生活に大きな影響を与えるであろう行政機構改革に伴う関係条例の整理・制定や補正予算など重要な案件が上程されております。また、一般質問におきましては、9名の議員より通告がありまして、15、16日に実施する予定でございます。会期は十分に取っておりますので、今定例会も町政発展、住民福祉向上に資する活発な議論の展開をお願いし、挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから令和2年第7回大木町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

去る12月4日、議会運営委員会が開催されましたので、委員長の報告を求めます。小島裕司委員長。

小島委員長　皆さん、おはようございます。

去る12月4日、議会運営委員会を開催し、令和2年第7回大木町議会定例会の会期日程等について協議した結果、会期を本日から12月16日までの7日間と決定しておりますので、ご協力をお願いし、委員長の報告といたします。

議長　お諮りいたします。委員長の報告のとおり、会期を本日から12月16日までの7日間と決定することにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、日程第1、会期の決定については、本日から12月16日までの7日間と決定いたしました。委員長、ご報告ありがとうございました。

日程第2、ここで、議案審議に入る前に、町長の挨拶を許します。境町長。

境町長　皆様、おはようございます。

本日ここに令和2年第7回大木町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、師走に入り何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、冒頭ではございますけれども、さきの12月5日、環境省グッドライフアワード環境大臣賞優秀賞を大木町の「生ごみ循環でまちを元気に」というテーマで受賞をいたしました。これまでの町の取組みが非常に高く評価されたものでございます。町民の皆さんと受賞を喜び合うとともに、本日まずもって議員の皆様方にご報告を申し上げます。

今年は、年当初から新型コロナウイルス感染症の流行により、町民の皆様の暮らしや地域活動、学校授業活動など全ての面において極めて大きな影響がありました。多くの行事やイベントが中止や縮小を余儀なくされ、旅行や飲食の自粛により、飲食店をはじめとする事業所にも深刻な影響を及ぼしています。

そのような中、議会のご理解をいただきながら経済対策や事業所・生活支援など様々な緊急対策に取り組んでまいりましたが、今後も適時必要な対策を講じてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

本町におきましては、本日時点では、9月上旬以降、新たな感染者は確認されておらず、何より感染予防対策の徹底にご協力いただいた町民の皆様には本当に感謝申し上げます。しかし、これからインフルエンザの本格的な流行時期を迎え、新型コロナウイルスとの同時流行も心配されておりますので、手洗い、うがい、マスクの着用など、なお一層の予防対策の徹底をお願いしてまいります。

コロナ感染症は、世界中に多くの試練をもたらし、これまでの社会の在り方に一石を投じました。特に、都市一極集中の危うさを浮き彫りにし、地方回帰が見直され、働き方改革やICT環境整備が大きく前進しました。私は、コロナ感染症を通じ、災害を含め様々なリスクと常に背中合わせであり、これらに対応できる柔軟で足腰の強い地域づくりの重要性を改めて感じています。コロナ感染症を乗り越えて元の社会に戻るのではなく、その先に新しい社会を展望することが必要だと考えています。これからの本格的な人口減少、少子・高齢化社会に対応するために、職員総出で、第6次総合計画、自治総合計画を策定しています。

また、行政運営において、縦割り行政を見直し行政の生産性を向上させることが必要であり、4月からの行政の機構改革を実施するための関係条例制定議案を本会議に提案させていただきました。これから行政と地域がそれぞれ自立し、協働によるまちづくりを推進していく必要があります、校区コミセン活動を充実させ、行政区ごとの自治組織の確立をお願いしてまいります。町民の皆さんとの協働を強固なものにして、これからの困難な社会に備えていくことが必要であると考えています。

今年の7月豪雨は、大牟田、久留米などに大きな被害をもたらしました。異常気象による豪雨災害に4年連続で見舞われ、まさに気候変動による異常気象

が常態化しています。気候変動の危機感が世界中に共有されるようになり、国においても、9月には、臨時国会冒頭、菅首相が2050年までに温室効果ガスゼロを目指すことを表明され、11月には、国会、衆参両院において気候非常事態宣言が全会一致で可決されるなど、状況は大きく進展をいたしました。豪雨や台風、猛暑などの災害への備えも、補完性の原則に基づき行政や地域が連携して取組んでいくことが必要であります。子どもたちの未来にツケを残さない持続可能なまちづくりに向け、町民の皆さんとの協働をさらに進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本町議会に提案させていただきました議案につきましては、条例の制定について5件、補正予算で一般会計をはじめ特別会計及び企業会計それぞれ1件、町道の路線の廃止及び認定それぞれ1件、久留米広域市町村圏事務組合に関する協議案件2件の計12議案でございます。いずれの議案も町政運営上緊要なものでありますので、慎重なるご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長 町長の挨拶を終わります。

日程第3、議案第78号大木町課設置条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第78号大木町課設置条例の全部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、課係間の業務量の不均衡、相互の連携協力体制等これまで抱える課

題を解消し機動的・効果的な組織とするため、大木町の内部組織の変更を行う必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 詳細にわたる説明を所管課長に求めます。池末総務課長。

総務課長 議案第78号大木町課設置条例の全部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、縦割り行政の弊害を是正するほか、課係間の業務量の不均衡、相互の連携協力体制等これまで抱える課題を解消し、職員が柔軟に活躍できる体制を取り、機能的・効果的な組織とするため、大木町の内部組織の編成並びに事務分掌の見直しを行う必要があるため、大木町課設置条例の全部を改正するものであります。

改正条例案をお願いいたします。

改正の内容は、第1条、課の設置において、町長部局、現行10課から6課とし、第2号、まちづくり課は企画課と環境課及び生涯学習課との統合、第3号、税務町民課は会計課と統合、第4号、健康福祉課は健康課、福祉課の統合によるものです。

第2条、各課の事務分掌において、第1号、総務課では、ク、統計に関すること、シ、選挙に関することを新たに追加、その他字句の追加及び字句の削除・修正を。第2号、まちづくり課では、ウ、財政に関すること、エ、地方創生に関すること、ク、人権及び同和対策に関することを新たに追加、その他字句の追加及び字句の削除・修正を。第3号、税務町民課では、新たに、エ、会

計事務に関することを追加、その他、他課への移管など字句の削除を。第4号、健康福祉課では、ウ、障害者医療に関すること、エ、国民年金に関することを新たに追加、その他字句の削除。第5号、建設水道課では、新たに、キ、合併処理浄化槽に関することを追加、その他字句の修正を。第6号、産業振興課では、エ、ふるさと納税に関することを新たに追加し、その他字句の修正を行うものです。

第3条では、条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は規則で定めることを規定しています。

また、附則において、令和3年4月1日から施行するとしています。

以上でございます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 私は、6月議会の一般質問で、2つの課を兼務する職員配置で、住民サービスと職員の育成、組織の活性化について質問いたしました。そのとき、答弁で町長のほうから、柔軟な人員配置ができる組織を検討して来年度の機構改革に向けて施行していくということをお伺いしましたけれども、今年の企画課、環境課の施策統合で、これからのまちづくりでスマートでスピード感のある住民サービスにつながると確信されて進めているということでしょうか、お伺いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 野口議員のご質問にお答えいたします。

前回、ご質問いただいた際に、企画と環境の課長を兼務させるという形で、機構改革に先駆けた試行という形のご説明をさせていただいておったということで記憶いたしております。企画と環境を課長に兼務させたということで、今回の機構改革の中で、企画、環境については一部門として統合していきたいということで、先行してそういうような形を取らせていただきました。

環境まちづくりというのは、大木町のまちづくりの軸足であるということとは変わらない。そういう意味では、環境対策をまちづくりの基本として考えていく上では、やはり企画と業務をできるだけ調整をしながらやっていったほうが、よりそういうまちづくりの実現に近づくのではないかというようなことで対応をさせていただいたところであります。

今回統合することで、住民サービスとか、そういう柔軟な対応がどこまでできたのかというようなところのご質問だろうというふうに思いますけれども、まず、まだ機構改革自体を実施しているという状況ではございませんので、今回の兼務でどこまでその成果が出たのかというところについては、これからはもう少し検証させていただきたいなというふうには思っておりますけれども、基本はやっぱり課長が同じ方向で環境の取組みと統合しながら調整をしていくということで、具体的には、担当とかも企画、環境に限らず、課題ごとに企画、環境を合体した形で必要に応じた人員配置ができていますし、企画、環境と重なるような課題については、そういう形で課題ごとに取組みを進めてこられたのではないかなと。具体的には、気候非常事態宣言の取組みに関するロードマップづくりに関しても、企画、環境と一体となって取組みが進めてこられたのではないかというふうに思っていますし、そういう意味で一定そういうところの成果はあったんじゃないかなというふうに考えております。

以上であります。

議長 2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 今年はコロナ禍の中でいろいろな事業も進めることが難しかったのかなとは思いますが、大きく企画課と環境課が統合される事業の中で変わったことを感じることはできなかったですね。見た目的に、職員間の事業活動に課長の仕事が増えたような形しか感じなかったもので、今後進めていかれるのにどうかなという不安はありますが、今回、生涯学習課も今度はまちづくり課の中に入っていくということで、私は3月議会でも、文化協会の会員さんたちのように生涯学習の場で活動されてある住民もいるけれども、協働のまちづくりの中で貢献する生涯学習もあるのではないかとということを実問させていただいたと思います。

今度のまちづくり課の中に生涯学習課が入ってくるということは、町としても協働のまちづくりを進めるのに貢献していく、人材を育てていくということも考えてあると思ったのですが、そのあたりの町長の言葉を聞きたいと思います。教育課から事務委任ということになるのですが、大木町の教育大綱の「高い志を持って21世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」はしっかり踏まえた上で、社会教育、生涯学習というものを進めていかれるということでしょうか、その確認をしたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 ありがとうございます。

今回、機構改革案で、まちづくり課の中に生涯学習のそういう人材の育成、地域の活性化を一緒に含めるということで考えています。これから地域コミュニティとの付き合い方、行政と地域との関係というのを再度整理していく必要があると思っていますし、そういう人材育成というのが非常に重要になってくるというふうに思っています。校区コミュニティ活動を活性化することも重要になってきますし、地域で自治組織の設立についても今お願いをしているところであります。

そういう中で、今、生涯学習で地域と付き合っている部分と、企画とか、ほかの部分で地域と付き合っている部分とあって、結構、地域の窓口が幾つもあって、地域づくりが町として一体的に取り組めていないんじゃないかなというようなことを感じていまして、それを、まちづくり課を窓口に、地域の活性化であるとか、人材育成であるとか、そういうものを一体的に実施していくということが今回の統合の目的だというふうに考えております。教育大綱で定められている目標は当然目標として、その中でしっかりと位置づけて、実現のために努力をしていくということ間違いはないというふうに思っております。

以上であります。

議長 よろしいですか。じゃ、次に質疑ある方。11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員 先ほどの野口議員の質問とちょっと重なる部分があるかと思うんですけども、いま一度確認させていただきたいのが、第2条の中で、まちづくり課、先ほど野口議員も言われました生涯学習及び社会教育に関すること、それからスポーツに関すること、文化及び芸術に関すること、それから文化財の保護に関すること、いわゆるこれは生涯学習課が今まで担っていた部分

かと思っております。

それで、ちょっと今日は資料を用意させていただきましたので、局長のほうからお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

議長　それでは、暫時休憩をいたします。

休憩　　　　　時　分

再開　　　　　時　分

議長　それでは、再開をいたします。小島裕司議員。

小島裕司議員　すみません、時間を取らせてもらいまして申し訳ございません。

なかなか具体的に言葉でしゃべるとなってくると非常に難しい部分がありますので、今日はちょっと絵を用意させていただきました。

今、お手元にお配りしました2ページ目のところを見ていただいてよろしいでしょうか。

下のほうに、社会教育と生涯学習の関係という図柄があるかと思えます。生涯学習というのは、学校教育と家庭教育を合わせて社会教育と。これは、学校の中で行われる、あるいは家庭の中で行われる教育だと思っております。それから自己学習、これは地域で行われる学習かなと思っております。これを合わせて生涯学習なのかなと、私は勝手に認識しているところでございます。

これを教育長部局から外して町長部局のほうにやってしまうとなってくると、非常に問題があるのかどうかはちょっと分かりませんが、福岡県で今やっているのは、鍛ほめ福岡メソッド、それから地域学校協働活動というのがあるかと思っております。それからもう一つ、教育基本法の3条の中で、社会の実現を図ろうという生涯学習の理念が示されていて、社会教育は、その生涯学習の理念を実現するための重要な教育の一つというふうに認識しております。国民一人一人が、自己の人格を磨いて、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図らなければならないというふうに、教育基本法の中ではうたっております。

これを踏まえていくと、今の課設置条例が、学校教育から離れて生涯学習課が町長部局になってしまう。果たして、未来を担っていく子どもたちが、この社会教育を教育長部局から外したところで成り立っていくのかどうか。その辺の検証なり何なりは、当然、大木町の教育委員会もございますので、教育委員会でももちろん検討されているだろうとは思っておりますが、その辺を教育長のほうに、これは十分教育委員会のほうで検討されたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 小島議員のご質問に答弁いたします。

今回、従来の生涯学習課が担っていた社会教育の部門が、今度はまちづくり課のほうに移譲されていくこととなりますが、今まで行っていた地域住民のそれぞれの社会教育の分野、一人一人の趣味とか関心の学ぶ場、この提供は変わらないものと認識しております。そして、一方、今後、大木町のまちづくりが、

自治活動、地域の活動は、それぞれ地域住民の力をもって、より解決していく主体的な活動を移譲していきますので、こういった生涯学習の理念を持って学んだことを地域のまちづくりに役立ててもらおう。もう一つは、学んだことを学校づくりに役立ててもらおう。こういう理念は変わっておりません。

もう一つ、今度、学校教育課とこども未来課とが統合して、こども未来課となっておりますが、その中にも子どもたちの活動を保障する体験活動、この分野は毅然として、こども未来課、今の学校教育課のほうには継続して行う予定ですので、子どもたちの学校外での体験活動、地域と連携した体験活動については、こども未来課が担っていく、そういう分野はまだ継続して行う予定です。よろしいでしょうか。

今後の自治総合計画、町の取組みにつきましては、昨日の教育委員会の中でも提起しまして、これからの町の総合計画の在り方、そして教育委員会の担う役割については、説明して理解を図っているところでございます。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 それでは、教育委員会のほうでは、これは合議制の下で教育委員会は成り立っているかと思えますけれども、各教育委員さんのところでは、もう既にご承知の上で、ご理解されているということで理解してよろしいのでしょうか。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 まだ完全には熟議は細部まで具体的な事業内容を私どもも提示して

おりませんので、今後、教育委員会の中では丁寧に町のあるべき方向性について説明して理解を図っていく努力をしてまいります。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 順番がどうなのか、私のほうも行政の在り方というのがよく分からないんですけども、基本的には、教育委員会の合議制を基にした結果、この課設置条例が出てこなければならぬんじゃないかと思います。課設置条例を先に条例化してしまって、教育委員会がそれに反対したからって、これを覆すわけでも何でもないんじゃないかと思っているんです。まず、教育委員会の合議制を取った上で、まちづくり課の中に生涯学習課を入れるという話ができただけで、この条例案が出てくるんだったら納得できるんですが、条例案を先に可決しておいて、教育委員会を丁寧に説得していきます。それはちょっとなかなか理解しづらいところがあるんじゃないかと、私個人的には考えております。

それから、あと持続可能な地域づくりを推進するためには、やっぱり社会教育というのは非常に大事なものだろうと思います。先ほど町長も言われましたとおり、やはり地域とのコミュニティーの在り方、いろんなことを考えていかなければいけないと思っております。

ただ、総務課長が先ほど提案の中で言われましたとおり、縦割り行政をなくすという話が出てまいりましたが、ここで、生涯学習課長が今度、町長部局のほうに行くとなってくると、余計縦割り行政が目立ってくるんじゃないかと思っております。今までは、教育部局の中で、学校教育課長と生涯学習課長がいらっしゃって、そこで何かと話合いができて、うまくいっていたのかなと思っ

ておりますが、今度は町長部局のほうに入っていくとなると、教育部門の予算なり何なりが町長部局のほうで何かいろんな作業が出てくるとなってくると思っております。

この辺ちょっと率直な意見を生涯学習課長にお聞きしたいと思っておりますが、こういうふうに町長部局のほうに替わられて何か弊害があるのかどうか、生涯学習課長にお尋ねしたいです。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。中村生涯学習課長。

生涯学習課長 小島議員のご質問に対し、お答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、社会教育、ひいては生涯学習につきましては、個人の自己実現を図る学習活動とともに、地域社会の様々な課題を解決していくという学習も含んでおるということから、生涯学習課、教育委員会のみならず、総合行政として自治体全部局で取組まなければならないものと思っております。今回、これに対応する形で、町長部局のほうへ移行するというところでございます。

また、先ほどからもありますように、地域コミュニティーの形成にもつながっていくということから、これからも庁舎内の横断的な連携をより深めまして、町民の皆様のニーズに沿ったまちづくりを今後とも進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　　なかなか本音というのは言えないのかなと思っておりますが、もう一つどうしても腑に落ちないところが、社会教育というのは、やっぱり学校と先生が講師であったり、または会場が学校であったりする。それともう一つは、地域住民を対象とした公開授業とか講座等があります。これが、いわゆる社会教育だろう、生涯学習だろうと思っております。今の児童・生徒たちが将来に向かって大木町に住みたくなるような教育施策もしくはまちづくりをしなければならぬ。そうでないと人口の流出がどんどん増えていくんじゃないか。やっぱり、大木町で育ってよかった、将来、大木町に住みたくなるようなまちづくりをしていかなきゃいけないというふうに考えています。それにとっては、やはり社会教育、生涯学習というのは非常に大事なことだろうと思っております。

それから、先ほど中村課長が自治計画、総合計画の中にも入ってくるというように話をされておりましたけれども、考え方を変わると、まちづくり課に自治会組織を入れるんじゃないかと、生涯学習課の中に自治会組織を入れたらどうか。そうすると、きれいにまとまってくるんじゃないかと思っております。何となく、まちづくり課に生涯学習課を入れるというのは、どうも抵抗があって、教育とは少しかけ離れていっている部分があるんじゃないかと思っております。その辺、もう一度議論するなり、検討するなり、余地があるんじゃないかと個人的には思っております。その辺、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。よろしくお願いします。

議長　　答弁を許します。境町長。

境町長　　小島議員のご質問にお答えいたします。

小島議員の貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。この生涯学習、教育委員会の取り合いの部分というのは、おっしゃるように、もっと本当に議論する余地があるのかなというふうに私も感じたところでありますけれども、ただ、生涯学習の部門というのも、確かにおっしゃるように生涯学習と地域との関わりの部分、例えば公民館活動であったりとか、地域防災とか、いろんなものがあって、非常にダブるところが多かったので、そういう部分においては、やっぱり統合しないと、窓口がいっぱいあって地域が混乱しているという状況が特に目立ちましたので、それはとにかく解消したいという思いが一つございます。

それと、あと、今現状でいくと、例えば小学校の収穫祭とかは地域総出で支援をされるとか、いわゆる学校・生涯学習・地域の連携というか、関わりというのが、これまでもございましたし、当然そこら辺の連携というのは非常に重要になってくるころだろうというふうに思っています。そういうところの関わり方というのは、きちんと整理をして、特に、ふるさと教育、地域における子どもたちの教育というのは非常に重要なことになってきますので、そういうことについてももしっかり取組んでいかないといけないというふうに思っているんですけれども、そういうことを地域が自主的に取組めるような、特に校区単位のコミュニティー活動をしっかりやることで、子どもたちに地域活動に参加してもらおう。やっぱり課題として、大木町は中学校まであって、高校がないので、高校生とか大学生の顔が見えない。

結局その年代が大木町に対する印象を余り得ないで、やむを得なく町外に出られる方もいらっしゃるわけですが、そういうところの大木町でしっかり地域の中で何かやってきたという経験を積んでいただくということが、ふるさと教育でありますので、そういう部分については地域活動を活性化して、

その中で取組んでいくというのが一番いいのではないかとということで、そういうことも校区活動もしくは自治会活動の中で検討していったらいいんじゃないかなというふうに思っています。

ここをどこの部署に置くのがいいのか、議員ご提案では、生涯学習の中に地域とかそういうものを入れたらどうかというようなご提案もございました。確かにそれはそれで一つの案ではあると思うんですけども、やっぱりまちづくり、地域と行政の関わりというのが、どうしても一番これからのポイントになってきますので、そういう意味では、行政と地域がどうこれから協働の取組みを進めていくのか、どういう付き合い方を考えていくのかというのは、本当にまちづくりの根本的な部分になってくるので、それは、まちづくり課の中に置いて、しっかりお互い自立した関係で協働を積み上げていく。そのために校区コミュニティーをしっかりとさせるとか、自治活動を応援していくとか、そういうようなことをやっていきたい。その中で、やっぱり子どもたちとの関わり、学校との関わり、そういうことを追求していけたらいいんじゃないかというところで、こういう案を出させていただいているというところでもあります。

まだまだ、議員ご指摘のように、調整不足のところが見受けられるという多分ご指摘だろうと思います。そういうところは、私どももさらにしっかり調整をさせていただいて、よりよい形で。

今回、全体的に役場の形を変えるということで、機構改革をご提案させていただいていますけれども、これまでの国からの委任事務を主体とした役場の流れ、その体制がずっと続いてきている中で、やっぱり縦割りがどうしても解消できないという。これはどうにかしないといけないという、私も強い思いがございまして、今回の機構改革を提案させていただいたわけですけども、その中の部門の考え方の中では、先ほど申し上げましたように、生涯学習に関して

は、まちづくり課で一本化して、人材育成であったり、地域の育成であったり、そういうことをやっていきたい。当然、その中で学校とのつながりとか、そういうことも新しい付き合い方を考えていきたいと思っているところであります。

今日ご提案いただいた課題については、早速整理をさせていただいて、適切な対応を取っていきたいと思います。

以上でございます。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 もう一言だけ、ちょっと付け加えさせていただきたいと思います。

これは個人的な意見ではございますが、先ほど町長が言われましたとおり、やはりこれは地域住民もしくは子どもたちにとっては重要な施策だろうと思っております。ただ、1つだけ、ちょっと懸念されるのが、子どもたちを地域で育てるに当たって、やはり学校は必要不可欠な存在である。その学校の先生というのは、やはり県の教員資格を持った先生方がいらっしゃいますので、3年もしくは5年ごとに転勤をされていく。そうしたときに、地域のコミュニティセンターにしても何にしても、やはり地域にずっと根づいて何十年も大木町に住んでいらっしゃる方が地域の先生になって、講師となって子どもたちを育てていく。そういうところが町長部局のほうに入っておいて、学校の先生とうまく連携が果たして部局を分けたときに取れるどうか。これは非常に問題が大きいのではないかと。

今までの教育委員会のシステムを見ても、教育長の指示・命令で各学校の先生は動いている。だけど、今度は町長部局になってくると、そうじゃな

い。それは何かというと、大溝小学校では、各小学校・中学校の先生たちは教育長から、委任状じゃなかった、何とかの先生を委嘱しますとか、何か頂きますよね。教育長の名前で学校の先生というのはたしか認定されているんだと思います。これが、境町長が大溝小学校の先生に、あなたを任命しますよというんだったら、町長の命令系統に入ってくるんだろうと思っておりますが、その辺もまた非常に微妙なところになるんじゃないか。これはやはりもう少し教育委員会も一緒に含めたところで、それから学校の校長先生たちも含めたところで、もう一度協議したほうがいいんじゃないか。そうしないと、役場のほうだけで独走しちゃって、学校の先生がついてこないんであったら、子どもたちの教育にも何もならないと思うんです。その辺の命令系統なりシステムの在り方、まさしく、これはまた縦割り行政の弊害になっちゃうんじゃないかと、そこが一番危惧してならないところです。

ですから、その辺のシステムをもう一回構築されたほうがいいんじゃないかと思って提案させていただきます。よろしく願いいたします。

議長 答弁求めますか。

小畠裕司議員 お願いします。

議長 町長のほうでよろしいか。

小畠裕司議員 はい。

議長 それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　　ご指摘ありがとうございます。

子どもたちと地域の関わり、学校と地域の関わり、非常に重要な課題でございまして、もちろん学校の先生の任命権は教育長にございますので、それはもう間違いのないことで、それはどういうふうにしても変わらないところであります。

ただ、教育長におかれましては、やはり地域との関わりであるとか、そういうところについては非常にしっかり取組んでいただいているというふうに思っています。要するに、教育長と町長部局がどう連携を取っていくのか、そこが非常に重要なことで、例えば中学校を卒業した後の高校生とかについても、どういうふうな関わりを持っていくのかを当然考えていかないといけないというふうに思っているんですけれども、教育委員会であっても、別に独立しているわけではなくて、あくまで町の機関の一つであります。制度上は、もちろん教育委員会というのは独立しているというような形になってはいますが、ただ、おっしゃるように、これは独立とかそういう話じゃなくて、町ぐるみで子どもたちをどう育てていくのか、地域との関わりをどう考えていくのかという話でありますので、これは教育委員会と町長部局の関わりだけではなくて、例えば部門間の関わりでもそうだと思います。

それで、今回、一つ大きく部門を統合させていただくことと同時に、一定の責任ある人たちに集まっていただいて、経営会議ということで、具体的な課題も含めて町のあるべき姿を議論し、共有して、協力してやっていくということは欠かせないだろうというふうに思っています。そういう仕組みも含めて、今回の機構改革の中で、しっかり取組んでいきたいというふうに思っています。

教育委員の皆さんに対する説明については、一通り説明をさせていただいて

おりますけれども、今後、今回の機構改革をしっかりとご理解いただき、協力していただき取組んでいけるように、早急にまた、そこら辺のしっかりとした議論なりをさせていただきたいと思っておりますし、具体的にどういう取組みをしていくかについては、細部については調整できる部分だというふうに思っておりますので、そういうところはしっかりと反映させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 最後の一言と言っておりましたけれども、もう一言だけ付け加えさせていただきたいと思えます。

北原教育長が教育長になられたときに、昨年度の12月定例議会のときだったかと思いますが、総合教育会議というのを設置されていますかということでお尋ねしたかと思えます。たしか2020年までには設置の方向で進むと言われたのかな、ちょっと僕もあまり記憶が正しくありませんけれども、この総合教育会議というのを必ず設置しなければならないというふうになっております。

この中では、やはり社会教育、生涯学習のスポーツ、文化、文化財等々、これは総合教育の中に入ってきております。これがまた、先ほどから言われます課設置条例によって町長部局のほうに、この部分だけが行ってしまうとなってくると、総合教育会議というのは今後どういうふうな進め方をされるのか。その辺も含めたところで、やはりこれはもうちょっと丁寧に会議を進めるなり検討するなりされたほうがいいのではないかと考えています。非常にあちこちピンポイントで抵触する部分があるのかなというふうに感じておりますので、よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 小島議員のご質問に答弁いたします。

私も、今、小島議員のご質問された大木町総合教育会議、この開催の必要性は強く感じております。実は、現境町長とは総合教育会議はまだ開催ができていないわけです。特に今、小島議員がおっしゃったように、大きな町の仕組み、構造が変わる、このように担当課も変わる、教育担当の課も変わってくる。そういった中で、今後、まちづくりでそれぞれ担うまちづくり課あるいはこども課、こども未来課がどのような役割を担っていくのか、その中でどういう施策が必要か、これは教育委員の皆様の意見を広く聴取する機会が必要だと思います。これは、ぜひ近いうちに設定して、これからの新しいまちづくりを担う教育の在り方については、教育委員の皆さんの意見を聞く場を設定したいと思います。ありがとうございました。

議長 よろしいですか。では、次、10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 すみません。実は、今日、機構改革については、さっきからも皆さんが言われているように、議論しながら進めていかれるものだというふうに思っております。ただ、私が一つだけ危惧しているのは、今のタイミング、このタイミングで、これでいいかなという問題です。

というのは、本日もコロナにつきましては全国的には最多を更新しております。今後、大木町の年末年始、それから成人式等々を考えますと、今年の盆は、

新幹線の乗車率も10%以下とか、あるいは高速道路もがらがらだとか、これは行政が徹底的に自粛を求めたからであります。ただ、現時点では、ブレーキとアクセルを一緒に踏んでいるものですから、全くこれは要するに策をなしていないというふうには思うわけでして、実際これは本当に今から年末年始、それから成人式を迎えたときに、大木町はコロナが今4人出ておりますけれども、これをこのまま抑え切れるか。幸いこれを抑え切れれば、これは本当によかったなということで、この機構改革を順調に進めていただいてよろしいのですが、今の状況からすると私はちょっと危ういなというふうに思っているわけなんですけれども、今後、例えば大木町にコロナの患者が出たというような場合に、実は4人出たときも、私たちは、どなたがどうで、どこにどうで、さっぱり分からなかったわけです。それはもう、みんな町民は恐らく大変な心配をされていて、本当に右往左往したというふうに思っているわけです。

もし今後もそういう状態になったときに、どこまで誰が共有して、どういうふうに対処するのかというようなことが、さっぱり分からない。要は、今、PCR検査も全員が受けられないとか、それも右往左往している。だから、やはりこういう問題を、じゃ、町に行けばいいよと、そういう対策をしっかりと取っておく。いわゆる町民の安心・安全を守ることが行政の一番大事なことでと私は思っているわけです。

というのは、今日ここで、この議案を採択した場合には、明日から準備に入ります。そのときに、町の方は全部準備に入るわけです。もしそういうときにコロナ問題が出たときに、ちゃんと対応できるかどうかということで、私はそれも……。というのは、今、行政が言われているのは場当たりのことだ。どういふときにどうするというのを全く計画なしに進んでいるのではないかと、だから抑え切っていないというふうに言われているわけです。

だから、その点について、町長のお考え、有事のときにどうするか。それを考えてこれを挙行されるのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀知文議員のご質問にお答えいたします。

今、本当に緊急事態というような状況であるということでございます。幸いなことに、現時点では町内ではまだ新たな感染者は確認されていないということでもありますけれども、正直言って、いつ感染が広がるか分からない。それは全くそのとおりであります。

私たちもコロナ対策に関しましては、まず町民の皆さんにしっかり予防していただくということで今お願いを申し上げているところでございますし、あと問題は、町職員とか学校とかで発生したときにどうするかというのが非常に大きな問題になってくるので、そこら辺についても対策会議のほうでいろいろ議論はさせていただいているところであります。

今回の機構改革とコロナ対応を両立できるのかというご心配のご意見だというふうに感じております。コロナ対策に関しては、一応、今のところ出ることを前提にシミュレーションなり対応を考えておるところではございますけれども、この機構改革による、特に機構改革で課の設置が変わるので、3月の終わりから4月、移行期がちょっと準備とかが大変な時期になってくるわけですが、そのことを踏まえてコロナ対応をどうするのか。実際、今、コロナ対策をいろいろ議論していますけれども、機構改革を行った上で、コロナとどう対応していくのか。コロナと機構改革の進め方ということは、まだしっかりシミュレーションしていませんので、そのことについては、議員おっしゃるよう

に、どこで拡大するか分からない。その中で、どういうふうに対応していくのか。機構改革と併せて、そこら辺の準備について問題はないのか、どういう対応が必要なのか。そこら辺については、しっかり内部でまた議論をさせていただきたいというふうに思っております。

今回、機構改革の時期について適切かどうかというご議論だというふうに思っておりますけれども、来年、地域に自治組織をお願いしていきたいと思っておりますし、あと第6次総合計画において今後の町の方向性等にも触れていまして、その総合計画も基本的に4月から実施していくということで進めておりますので、機構改革についてもその一環という捉え方で進めさせていただいております。

議員さんのご心配に関しては、全くそのとおりだというふうに思っておりますけれども、そういうことを踏まえて、しっかり準備をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 やっぱり行政というのは、町民の安心・安全、命を守って行政なんですよね。だから、もし有事のときに、県任せとか、上部組織任せとか、そういう話じゃ、もう基本的になっていないわけで、先ほどちょっと出てきたんですけれども、自治総合計画、そういうあたりも町民は、何で今のタイミングなのかというふうに、恐らく。このままで本当にみんな自粛して、要するにコロナが増えなければ、私は本当に幸いだというふうに、今、町長が提案されていることに関しては、私は総体的にはやはり進めていくべきものじゃないか

なというふうに思っていますし、反対もしません。

ところが、聞いたところによると、うちと全く同じで、次期総合計画を来年度に控えているが、コロナの問題で今回は先延ばしにしたという自治体もあります。そういうことを聞くと、もし何かのときには勇気ある撤退というのも想定した中で、私は進めていただきたいというふうに思うわけです、とにかく町民の安心・安全が一番大事ですから、それを無視して突っ走るようなことはないように、そういうのを担保しないと私は賛成という1票は投じられないというふうに考えます。

以上です。

議長 意見ということでよろしいか。一言、何か町長ありますか。

じゃ、答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご意見は、全く私も同感というか、本当にありがたいご意見だと思っています。まさに自治体、行政の役割というのは、町民の命と財産を守るということが第一義でございますので、特にコロナは、今、緊急事態でありますので、私たちも再度気を引き締めて、今は出ていませんけれども、出ることを前提に、出たときの対応について、さらにまた事前準備をしていかないといけないと思っていますし、また、事業者等の影響というのもまだまだ考えられますので、そういうところについても、しっかりアンテナを張ってリサーチをして必要な対策を考えていかないといけないというふうに思っております。

議員は勇気ある撤退という言われ方をされましたけれども、よく理解をさせていただきました。決まったからということだけではなくて、その時々状況

に応じて。これは、しかし、しっかりと議会と相談させていただくと思います。緊急事態ということは、やっぱりそれだけの問題ではなくて、ほかにいろいろ問題が出てきますので、しっかり議会と相談させていただいて、必要であれば、また議会を開いていただくということも必要になってくると思いますし、そういうことも含めて、いろいろな事態が考えられますので、あくまで町民の命、健康を守るということを最優先にやっていくということについては、しっかりお約束をさせていただきたいと思いますし、しっかり議会とはご相談をさせていただきたいというふうに思います。貴重なご指摘ありがとうございました。

議長　ほかに質疑ございませんか。次、6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　私のほうから2点ほど質問したいと思っていましたが、先ほどの小島議員とのやり取りの中でちょっと気づいたこともありましたので、その点についても若干触れながら質問したいと思っています。

今回の機構の見直しで、小島議員の指摘もあつたとおり、生涯学習というのが、まちづくりの中に包含された。教育長部局から離れたということで、生涯学習プラス社会教育の範囲までということのようなんですけれども、釈迦に説法じゃないんですけれども、生涯学習が言われ出したのは、私が社会教育の課長で公民館におつた時分に、生涯学習、生涯学習というのが出てまいりまして、取組まにゃいかんという中で、多くの自治体が生涯学習部門だけは首長部局に設け、教育長部局には社会教育はそのまま内容を変えずに残して、社会教育と生涯学習が並立しておつたんです。

生涯学習というのは、先ほど小島議員がフロー図みたいなものを見せてくれましたけれども、あくまで自己実現のための自主学習。これは、生まれてから

死ぬまでというのが生涯学習であって、社会教育というのは、あくまで教育ですから、高齢者に生きがいを与えるための高齢者学級をといたときに教育長部局が開くとか、あるいは女性の社会参画を進めるための女性学級をまた講座を開いてやるとか、こちら側が意図して人づくり、意識変えをしようというのが社会教育だと思っています。だから、ちょっと今回の機構の中で、私は将来の地域づくり、まちづくりのために地域の皆さんに考えていただく云々というのも生涯学習という位置づけでいいだろうと思うんです。

社会教育というのは、先ほどの教育長の答弁の中には、児童の体験授業はそのまま残すとかいうのもありましたし、社会体育の部分も残っておるということを考えれば、やっぱり学校教育と社会教育、社会体育というのは教育長部局にそのまま残したほうが、きっちり色分けが逆にできるんじゃないのかなというのを感じたところです。

これは、特に答弁は必要ではございません。そう感じたので、今後また検討がされるのであれば、参考にさせていただきたいなと思っています。

さて、今回、機構改革なんですけど、はっきり申し上げて、全部局を通じて12課1局が7課1局になる。およそ半分の機構になってしまうということなんですけど、縦割り行政の弊害をなくす、横の連携を密にするという目標で考えられたと思うんですけども、この考えが、町長の思いばかりが先行して、なかなか職員が後をついてきていないとかというようなことがあるのではなかろうか。本当に職員も含めた中で、けんけんがくがくの議論をやって合意形成したものが今回の条例案ということで提案なされているのか。その点についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、あと1点、これはちょっと小さいことになるんですけども、全協のときに11月2日現在ということで業務の分担表のようなものを資料として

頂いたんですが、この中に、産業建設部門の建設水道課の水路グループの一番下に、多面的機能交付金事業というのが水路グループの中に含まれています。これは、平成19年度から始まった農地・水保全管理支払交付金事業の後継事業ということで今現在行われておるんですけども、この事業の目的の中には、土地改良事業によって整備を図った道路、水路、ポンプ場、制水門あるいは水管橋、給排水の設備、そういったものの軽易な維持補修は地元でやりなさいというのが事業の大きな目的の中にもあったと思います。

ということは、やっぱり土地改良との密接な関係がこの事業を実施していく上では必要であるということを考えると、水路グループにこれを持っていくということになると、この事業が水路だけを扱うわけではないんだから、これはちょっと事業の進め方としてはやりづらくなるのかなというようなことも思っております。今回の事務分掌の中には、土地改良事業はそのまま建設産業の中に残るということになっておりますので、今回しかこの分の意見を申し上げる場はもうないわけですから、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思っています。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　北島議員のご質問にお答えいたします。

いろいろご指摘いただきまして、ありがとうございます。答弁は要らないということですけども、社会教育に関して、いろんな形、例えば男女共同参画、もっと言えば、例えば空き家をどうするかとか、いろいろ課題があって、それを地域の中でいろいろ学習してもらおうという。これが結局、いろんな課題ごと

の学習、地域に出向く窓口が分散していて非常に分かりにくいところが、私には感想としてございます。これをやっぱり一本化して、特に校区コミュニティーとか、そういうところとの連携の中で、しっかり伝えていく必要があるというふうに思っています、そういう意味では、やっぱり一本化すべきかなというふうに考えておるところでございます。

それと、職員の今回の機構改革に関する議論ですけれども、機構改革自体は、課長を中心に幹部会の中で、かなりの時間になると思いますけれども、議論をしてきて、基本的に課のほうから案を上げてもらったりして今の案を作り込んでおります。また、ほかの職員に関しまして、まだ議論の途中で、お示しするわけにはいかなかったもので、ほかの職員さんについては、先日、若手、係長、主査級以下とそれ以上とに分かれて、一応、私のほうが直接説明をして、意見等も伺ったところであります。必要であれば、またそういう取組みもやっていかないといけないというふうに思っていますけれども、そういう形で、一応、職員の皆さんにはご理解をいただいているものだというふうに考えています。

この機構改革で、多分野口議員から、本当に職員のやる気というか、モチベーションというか、それが大丈夫かというような多分ご指摘もあったかと思うんですけれども、私は今回の機構改革を通じて、特に若い人たちのモチベーションを上げたい、上げることができるというふうに考えています。今の係ごとの事務分掌の中で、その中でしか仕事がないので、非常によく言われるのが、公務員の水に慣れてしまって、若いときはやる気があるけれども、何かだんだん水に慣れてしまうというような言われ方もあったんですけれども、やっぱり若い人にもっともっと活躍していただけるような制度にしていきたいというふうに思っていますし、そういうことも含めて職員の皆さんには、この中で、若い人も女性も、もっともっと活躍してほしいということを訴えさせていただ

たところであります。

それと、水路グループの中に多面的機能の分を入れさせていただきました。今回の機構改革の一つの目玉として、水路が分散しておって、町にとって非常に大きな課題であるにもかかわらず、なかなか有効な手が打てていないんじゃないかというようなことがございまして、今回、利水、治水面が非常に重要な役割を果たしてきますので、一本化させていただきました。

特に、今後、水路をどう整備していくのか。土地改良区の小排水路も含めて町が移譲を受けていますので、どうその整備をしていくのか。本当に土地改良も、もう40年たつので、小排水路なんかは、かなり崩壊しているようなところも多ございまして、だからといって、多分、土地改良の小排水路だけで七、八十キロとか、そういう量があると思いますけれども、それを、じゃ、町がやっていけるのかというと、とてもじゃないけれども、そこまでは手を出せない。ということは、やっぱり地域とか地権者とかと連携をして、多面的機能の中で水路整備の一環に位置づけてやっていくのがいいんじゃないかということで、多面的機能を水路の中の機能の一つとして位置づけさせていただいているところでもあります。

確かに多面的機能自体は土地改良区が事務局を持ちますので、しかも今度は町で一本化して、今、多面的に参加されていないところも、特に青地が少ないところはメリットがないので参加されていませんけれども、それをいかに全町に広めながら、そういうところの水路をどう維持していくかということ全体を体系的に考えていかないと、ちょっと対応が難しいということを考えて、この水路の中の一つの課題として捉えていきたいというふうに考えているところでもあります。

以上でございます。

議長　よろしいですか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　機構の見直しについての職員への周知、職員の理解というのは、今、町長のほうから、2回ほど説明の場を設けて話したので、理解はしてくれているだろうということのようなんです。これは以前は策定段階から事務改善委員会であったり、あるいは組織機構検討委員会とか、そういったものを立ち上げて、職員参加の中で案を練ってきたという過去の歴史もあるんですけども、やっぱりそこで働くのは職員ですから、職員がいかに力を発揮できるか、発揮しやすい職場をどうつくっていくのかという視点でやるべき計画になるだろうというふうに考えております。だから、町長が説明すれば、それはもう「分かりました」としか言えんよね。「分かりません」とは、目の前で、それは査定に響くし、そういったことはなかなか言えないと思うんで、幹部会で課長さんたちは十分に課内に周知はしてくれたと思うんですけども、それが上意下達で終わってしまっておれば、職員たちには響いていないという部分も確かにあると思うんで、やっぱりいま一度、働くのは職員ですから、職員に十二分に説明をして、組織全体としてモチベーションを高めて「やるぞ」というところの機運になるように努力を、もし見直したほうがいいところがあるんであれば、やっぱり早々に見直してでもやっていいんじゃないかなろうかというふうに思います。

それと、多面的の部分なんですけれども、町長が言われるように、土地改良で造成した小排水路、この整備だけを今、多面的の中の長寿命化ということでやるようにしています。それはもう今年度からやろうということで、今年度から5年間の事業計画の中では、それぞれ長寿命化で交付予定の交付金を財源と

して、それぞれ地域から選出いただいたもの護岸工事でやっていこうという計画で進んでおります。

ただ、多面的事業は水路ばかりではないんだよと。冒頭申し上げましたとおり、土地改良で造成した施設等の軽易な維持補修というのも、この事業の目的の中にある以上は、張りつけられた水路グループのほうでも、ちょっといろいろ他の給水栓の修理を何とかというようなことが一緒に来ても非常に困るんじゃないのかなと。だから、今現在でも長寿命化についても広域運営委員会になって進んでいる状況等を見ても、そのままに置いておっても私は順調に進んでいくような気がいたしますので、その辺はちょっとまた再考いただければと。これは条例に関わる問題ではないですから、そのようにもちょっと考えるとこるです。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 ありがとうございます。北島議員の再質問にお答えしたいと思いません。

職員の皆さんにしっかり周知してほしいと。私が説明したら、多分、誰も意見を言うたらんだらうというようなご指摘でしたけれども、結構意見は出ました。結構意見は出ましたし、私どもにとっても参考になる意見をいただいています。組合にもちゃんと説明をいたしました。

グループチームに関して一応案を出してはいますが、それは今、各課に戻して、どういうグループをつくる、どういうチームをつくったほうがいいのかというのは、一回ゼロベースで考えてくれと。今までの課の在り方のくくりと一緒にしてしまうと、意味がないとは言いませんけれども、もちろん課によ

って違うんですけれども、やっぱりもう一回見直して、どういうくくりでやったほうが一番課題解決に近道なのか、そういうところを課の中で検討してくれということで、一応、今、検討をお願いしているところであります。

いずれにしましても、北島議員おっしゃるように、何といたってもこれから残されているのは人材だけでありまして、いかにその人材を生かしていくのか。そのためには、一人一人がモチベーションを持って、しっかりと結果を出していくということが必要になってきます。そのためには、やっぱり今のシステムの中で埋没してしまうような危惧を私は持っていますので、それを何とか取っ払って、本当に若い人も含めてしっかりスキルアップして行って、大木町を担う人材として活躍していただきたい。それは本当に今回の機構改革の一つの大きな目的だというふうに思っていますので、それはまたしっかりと職員の皆さんには伝えていきたいというふうに思います。

それと、多面的機能で、実際やるのは、事務局は土地改良を担って、広域運営委員会のほうで計画をされていくというふうに思っています。そこについての町としての関わり方の窓口としては、今のところ水路のくくりの関わり方が一番重要になってくる。水路計画、今後、水路をどう整備していくのか、そういうところとの関わり方が一番重要になってくるので、建設水道課のほうに窓口を置いているわけでありましてけれども、ただ、おっしゃるように、ここだけですっきりと収まるかというので、当然いろいろほかに関連してくるようなところもございまして。

今回、特にチームあたり、他課にまたがる課題も多々ございまして、そういうのも臨機応変にプロジェクトチームを組んで頻繁に調整する事項もあれば、年に何回か調整する事項もあるかと思っておりますけれども、そういう体制はしっかり取っていかねばいけないというふうに思っております。特に、この水路

の件について、土地改良区との関わり方であるとか、そのほか地域との関わり方とか、いろいろございますので、そういうところについては、どのような取組みをしていけばいいのか、またそれぞれの課のほうでしっかり検討させて対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

それでは、質疑の途中ですが、議論が長時間にわたりましたので、トイレ休憩だけ取りたいと思います。

暫時休憩いたします。再開を11時5分とさせていただきます。

休憩	10時52分
再開	11時05分

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の途中でしたので、質疑を再開いたします。次に、5番、古賀靖子議員の質疑をお願いいたします。

古賀靖子議員 私は、機構改革は必要だと思っています。こんなに早く社会が変わっているのに、このままでいいはずがないので、その都度やっぱり必要に応じて変化をしていくのが一番いいと思っています。

しかし、課の設置をどんなに分けたにしても、働いていらっしゃる方は同じ

方なので、同時に人材育成、町のために働いていただける、よりよくなるためにというのは、町長の思いと職員の方は一緒だと思うんです。だから同時に、機構改革と一緒に人材育成も、それは上下関係なく、もう一度町のためにやるんだというような感じで働いていただきたい。さっきおっしゃったのは、モチベーションが上がるようにということなんですけれども、それと同じように、ぜひそれも一緒に取組んでいただきたいなと思っているんですけれども、それはいかがでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘ありがとうございます。本当に、これから社会が変わる中で、町がどう持続可能なまちづくりをやっていくのか。そのために必要な改革というか、改善だというふうに考えております。その中で、おっしゃるように、本当に職員一人一人がしっかりモチベーションを上げて仕事をしていただくということが、最も重要なことになってくると思っています。

まず、特に管理職においては、エリアがかなり広くなる方もいらっしゃると思います。そういう方たちもしっかりスキルアップしていただいて、全体のマネジメント能力をつけていただくということが必要になってきます。そのために、特にそういう方たちに対しては、町内で活躍している人とか、いろんな知見のある方たちとの意見交換の場をとにかくいっぱい持っていく必要があるのかなと。そういう中で、役場の役割、立ち位置等をしっかり確認しながら仕事をしていく。そういう感覚を磨くことが必要じゃないかなというふうに思っています。

それと、あと若い人たちを含めて、職員の働き方として、若いときにできる

だけいろんなところを経験してもらって、自分の適性を見つけてもらうのと同時に、一定の時期になったら専門性を磨いていただくような人事の在り方、もしくは、今までは課のルーチンワークの中で、基本的に評価の基準として、失敗をしないことが評価の基準なんですけれども、人事評価制度も導入して、今検討させているのが、失敗をしないということではなくて、いかにチャレンジをしたかによって評価をする。そういうような評価の仕方も導入していきたいと思っていますし、係の中で限られた仕事ということではなくて、若い人も課題によってはチームの中で一定の責任を持って働いてもらうというようにすることにも取組んでいく必要があるのかなというふうに思っています。

とにかく、これまでのこの範囲で仕事をすればいいというところから脱却して、よく言うんですけれども、鳥の目で町全体を見ながら自分の仕事をやっていただくような、そういう条件整備と機会あるごとのスキルアップ研修等もしっかり取組んでいきたい。特に、町民の皆さんとの意見交換の場、そういう感覚はしっかり磨いていかないといけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長　よろしいですか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　ありがとうございます。

12月4日の全協のときに、町長が職員のプロ化を進めるとおっしゃっていらっしゃったので、ぜひそれを期待したいと思います。

それともう一つ、行政だけの指導ばかりではなく、やっぱり住民目線も入れた機構改革になってほしいと思いますので、これも答弁は必要じゃございませんので、ぜひお願いいたします。

以上です。

議長　ほかに質疑ございませんか。3番、原田勝議員。

原田勝議員　住民の皆さんが年に1回か2回かしか役場に来ないこともあると思います。担当課が変わるということで、住民の皆さんに混乱、戸惑いが起きるのではないかという懸念があります。職員さんたちが先頭を切って働かなくてはいけないので、ちょっと私の提案なんですけれども、例えば機構改革に、町長に賛同する方、職員さんにですね、ちょっと分かりやすい言い方で言えば無記名で、例えばマル、反対という意見の方はバツとか、どちらとも言えないという方は三角とか、そういう感じの投票というか、アンケートというか、したらいかがなものでしょうか。

議長　まずは、1点目に住民の皆さんへの周知ということで理解をしたいと思しますので、答弁を許します。境町長。

境町長　ご指摘ありがとうございます。

とにかく住民サービスを向上させるというのは、今回の大きな課題だと思っています。具体的に、例えば窓口の在り方等も、また議会とご相談をして、住民の皆さんが来やすい雰囲気づくりをどうするのかということは、今回の機会にまたしっかり検討していきたいというふうに思っています。原田議員がおっしゃるように、住民の皆さんというのは、役場に来る機会というのが非常に少ない方が多いと。恐らく年に1回来るか来ないかという方も多くて、そういう方たちが役場に来て持たれる印象というのは、協働のまちづくりをする上で非

常に重要な要素、インパクトになってまいりますので、そのことをしっかり職員一人一人が意識をして、役場に来て、気持ちよく役場に来られたと思うような雰囲気づくり、そういう役場の在り方を目指すということは、しっかり取組んでいきたいと思っていますし、そのための対策もまたいろいろご提案をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

それとあと、この機構改革をやるに当たって、恐らく職員にとってつらい部分もあると思うんです。だって今までは同じことを繰り返してやっても、それでよかったわけですけれども、恐らく機構改革があると「おっと、そういう訳にいかないよ」ということになりますので、単に人気投票をやっても僕はあまり意味がないんじゃないかなと思っています。

ただ、しっかり理解をいただく。今までのような働き方じゃなく、ひとつやっぱりその職員の働き方を職員のメンタル面でも環境面でも変えていく必要があると思っています。そういう意味では、これから文書あたりも電子化をして、リモートワークでもすぐ仕事できる環境であるとか、同じデスクにずっと座り続けるということじゃなくて、例えばフリーアドレスみたいな形で、もう課題ごとにどんどん動き回りながら仕事をする環境であるとか、そういうことも一緒にやって、働き方も一緒に変えていく必要があるのかなというふうに思っています。そういうことを含めて、これから機構改革と併せて議会にご相談しながら取組んでいきたいというふうに思っていますけれども、問題は、その都度その都度、職員への理解をしっかり求めることだというふうに思っています。

正直に言って、職員はきつくなる部分もあると思います。だけど、やっぱり今のままじゃいかんということをしっかり理解していただくということも重要かなというふうに思っていますので、そのことについてはしっかり取組んでいきたいと思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 多分、恐らくすごい暑くなると思いましたが、上着を脱いでまいりました。本当に町長も大変ですね。いろいろ12人、それぞれの議員の意見を聞いて、それぞれに回答をいただいて、言葉も選びながら大変苦労されることだと拝察いたします。その中で、あえて私も発言させていただきたいんですが、基本的にこの機構改革には私は賛成のほうであります。というのが、以前から私は、随分もう何年も前から、この議会のほうで、職員の意識を改革せんといかんですよということを提案させていただいておりました。

先ほど古賀議員の質問でもありましたけれども、マネジメント力、これは、私はものすごく大事であると思います。といいますのも、先日、面白いテレビがありまして、私がいつも、これは別にテレビCMをしているわけじゃないんですが、見ていらっしゃる方もおられますかね、カンブリア宮殿というのをテレビ東京でやっていますよね、民間のテレビで。よく成功した社長さんのお話をされるんですけども、その中で、コメダ珈琲ってご存じですか、皆さん。コメダ珈琲さんが、私は実はちょうど名古屋に一時期いることがありまして、名古屋の発祥で、こんな店がはやるかなとか思っていたら、物の見事に全国で展開して、今やもう喫茶店と言えばコメダという、人が集まるぐらいの喫茶店になっているんですけども、あれは実はチェーン店じゃなくて96%ぐらいがフランチャイズらしいんです。その内容が、すごい面白い内容だったのが、今までフランチャイズでオーナーになるためには、ものすごく、3年間ぐらい研修期間が必要らしいんです。実は、そのコメダ珈琲で働いていらっしゃる社

員のサラリーマンの方がオーナーになるということもすごく多いらしくて、そこで面白い言葉があったのが、サラリーマンからオーナーになられた方の話だったんですけども、今までその入り口に気づかなかった傷というのが、サラリーマンからオーナーになった途端に気づいたと。小さいことなんですけれども、要は自分でマネジメントして経営していく、これは自分のお金で、自分の店なんだという、そこの気持ちの切替えですよ。今まで、雇われているから安定して給与をもらっていて、言い方はあれなんですけれども、サラリーマンと経営者の違いという、私がそれをずっと申し上げているつもりなんですよ。

以前も、いろいろ例に出して挙げると、課長は大変耳の痛いところかもしれませんが、何年か前に私は言いましたよね。例えば、ある大きい工事があって、その追加工事なんかをぽんと上げてきて、こんな金額、もし課長の家だったらどうするんですかと。恐らくそういう追加工事であることには多分出さないと思うんです。少なくとも私も、げた箱に600万は使えません。そういう普通の当たり前のことが、金額が民間レベルじゃないところで、自分の金じゃないやと。やはりその辺のマネジメントがものすごく大事になってくると思うんです。

少なくとも今挙げていただいている、この6つの分野ですか。税務、総務、まちづくり。この6人の方々は、少なくとも、もうそういうマネジメントを求められるというか、自分のお金じゃないし、そういう意識を求められると思うんです。私は、ものすごくそれは大事なことであり、町長もそういった方を人選されることだと思います。その辺のところをもう一度、町長の意気込みといえますか、人選も含め、どういったことでされるのかというのを改めてちょっと伺いたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員のご質問にお答えいたします。

貴重なアドバイス、ご意見をいただきまして、ありがとうございます。今回の機構改革の二つの柱というのは、一つは縦割りを廃止して生産性のところを上げる、もう一つはマネジメント力を上げるというのが、一応、私の考え方の中にございます。

マネジメント力を上げると一言で言っても、非常に難しい。益田議員がおっしゃるように、一言で言うと、さっき言ったように経営力、経営感覚というか、そういうものをいかに磨いていくのかということになってくると思います。

今、第6次総合計画の中で財政の今後の見通しとかを検討していますけれども、全く厳しいです。この厳しい中をどう乗り切っていくのかというのは、一人一人の少なくとも部門長が考えていかなければならない。できるだけ少ない予算でいかに必要なサービスを提供していくのか、また新たな課題に取り組んでいくのか、そういうようなことが求められてくるということになってきますので、まさにそういう経営感覚を持った方々が非常に重要になってくる。

はっきり言って、私自身もそう言いながら、どれだけ町長になって経営感覚があるのかと言われれば、まだまだ甘いところがあると思っています。ただ、一つ今回の機構改革の中で経営会議、いわゆる部門長が集まって、それぞれの課題を共有して議論をして決めていくという、そういうルールはつくっていきたいと思っております。これまではトップと課の協議であったりとか、これまでの取組みの延長であったりとか、そういうものが多かったんですけれども、課ごとにばらばらだったんですけれども、少なくともそういう経営会議の中で全体の状況を、町の課題、何が今大事なのか、そこら辺を共有して取り組んでい

くということをしっかり定着させていきたいと思っています。

そのためには本当に外部の方たちとの議論の場も必要になってきますし、先ほど言われたように先進的な事例についてもしっかり勉強をしていかなければいけないのかなというふうに再認識をさせていただいたところであります。

各部門ごとに、将来的には、すぐはできるかどうか分かりませんが、これまでには課長とか係長というのは町長が任命していましたが、部門制になってくると、基本はもう部門に人を配置して、その中で必要な課題に応じて人を配置する。もしくは、予算ももう、いわゆる財政運用上、問題のない範囲で配分をして、その中で必要な課題解決のための予算配分をしてもらうというところまで、最終的にはできたらいいなと思っています、そういう意味では、本当にそれぞれの部門長のいわゆるマネジメント、少ない予算でいかに結果を出していくのが求められてくるというふうに思っています。

ただ、私たちも、まだまだこれからそういうところについてはしっかり勉強していかないといけない部分がございますので、目指すところはそういうところを目指して取組んでいきたいというふうには思っているところであります。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 町長の思いはしっかりと受け、やはりこういう大きな事業と申しますか、ものすごく大きい転換期のときですね。ただ単に書いている文字だけじゃなくて、本当はものすごく大きい町民に関わることだと思うんです。もう私の考えですよ、私の考えなんですけれども、くるるんもしかり、成功するかどうか分からんやったことを試して、実際、成功して、今はよかったとい

う話になっていると思うんです。私もこれを実際やってみてよかった、悪かったというのは、今すぐ分かるわけでもなく、知文議員がおっしゃった勇気ある撤退であれ、もし駄目だった場合は、すぐ撤退するとか、考え直すとか修正する、これは大事だと思います。だから、やってみらんとまず分からんとは思いますが。

ただ、一つ心配なのは、本当に皆さん、議員さん、やっぱり共通して同じ問題として考えていらっしゃるのが、北島議員もおっしゃいましたけれども、職員さんに全員ちゃんと分かっているのか。そういう部分もやっぱり必要だと思います。

といいますのが、私は役場の出事にいろいろ出させていただく中で特に感じているのが、分かりやすく言うと、先週の1,000万の、2050年温室効果ガロードマップ、委員会がありまして、この内容が面白いんですよ。町民会議という題名なんですよ。これは、ロードマップ策定に委員会の部会として様々な分野の町民の意見を聞く場なんですよ。それを想定して話をします。

そういう場なので、要は町民の意見を皆さんは吸い上げますよね。それで、さあ、やっていきましょう、ロードマップを作りましょうという話なんですけれども、実際、来られた委員の方々が、8割ぐらいは一町民の方、残りはコンサルタントであり、委員長、専門分野の方も数人おられて、その中で、私も一応、一町民として参加させていただいたんですけども、言い方としていうと公募という形になるんですか、一般公募で来られた方。言い方が悪ければ無理くり来させられた方。要は、本人の何か言われたので取りあえず来ました的な方もおられて、まあ、それはいいでしょう。それはいいとして、そういう会議であって、場の雰囲気というのがやっぱりあるじゃないですか。こういう掲げているものに対して、皆さんこういう意見を聞かせていただきます、意見を吸

い上げますということはいいんですよ。やはり皆さん決まったようなことで、こうやりましょう、こうやりましょうとものすごくいい意見が出てきます。ものすごくいい意見です。

ある一人の方が、ちょっと町の環境に対することで意見というか、こういう分別が大変なんですよということをぽっと一言言われました。多分それは本音なんでしょう。恐らく町民じゃない、町民なのかな、よそから来られたのかな、ちょっとそこまでは私、すみません、分かりませんが、一言言われて、立て続けにもう一人の方が、いや、実は私も遠方に行って、こっちに帰ってきたときに大変だったんですよと。やはりこういうのも聞いていただきたいと。それは意見としていいですよ。

ただ、司会であれ、その中の進行というのは、もうゴールが決まっているような、言い方ですよ、いやいや、実はこうなんですと。要は、全ていい意見にまとめたいような。分かりますか、反乱分子をなかったことのようにする。そういうのが、その会議ではなく、いろんなところでもあり得るんです。もう要は執行部が決めている。ゴールが決まっておって、我々は、ただそのレールにぼんと乗せられて、形上その会議をやらされている。実はもうゴールは決まっておって、ここへ持っていくために、我々の意見を取りあえず聞いときましょう、町民会議をやっておきましょうと。その意見が通るかどうかは別ですよ。実はもう、いや、結果はこうでした、箱を開けたらこうでしたと、上手に持っていくための出来レースというように見受けられることが、それだけじゃなく、いろんなところにあるんです。本当に末端の声を聞くというのはものすごく大事なことだと思うんです。そういう別の意見、本当はこう言ってほしいんだけど、こういう意見が出た。この意見を消しちゃいけないんです。これが大事なところなんです。この意見をどう解決していくかというのが大事な

話であって。というのが、また別の話をします。

分かりやすく言うと、すみません、これは別に教育課を責めているわけでも何でもなくて、文教委員会で学校訪問がありますね。学校の校長の意見を聞きます。要は学校の要望書が上がってきます。学校として、こうしてほしい。1番、2番、3番と順番をつけていて、校長なのかな、学校側として、これを要望しているという意見が出てくるんです。その一番の要望が、学校名は言いませんけれども、あるトイレの設置をよくしてほしいだったかな、学校の外のトイレをよくしてほしい、きれいにしてほしいだったかな、何かそういう意見だったんです。生徒たちがこう言っていますと。学校のトイレの外をきれいにしてほしいという話で、これは本当かなと思いました。私は必ず学校訪問に行ったときのほんの数分間に、子どもたちに聞くんです。現場の声が大事と思ったので、本当なのかなと。ばっと、ほんの二、三分の間に6人の方の声を聞きました。6人中5人は、要らないと言ったんです。これは生の声ですよ。その一人は、ああ、どげんでんよかというレベルなんですよ。本当は、これが本音なのかなと。これはあくまでも大人が言っている目線で、大人が困っているから、トイレをしてほしいと。ただ、これは本当の子どもの声なのかなと。今の木佐木小学校の洋式のトイレもそうですよね。本当に子どもの意見で、本当に困っている人の声を聞いたのかというところが疑問です。

そういう反乱分子であれ、末端の方々の意見というのを取り入れないと、要は反乱分子は排除する。極端な言い方をすると、別に町長が悪いと言っているわけじゃないですよ。これは特に何か今、最近話題になっている香港なんかもそうじゃないですか。もう捕まっちゃいますよね、あんな事を言っちゃうと。やはり本当は別の意見を持っている人の意見を大事にして、そういう方も入れておかないと、もう言い方は悪いですけども、町長がこっちを向いたら全員

こっちを向く。こっちを向けと、何かそういう人事のやり方というのは、これはなっているというわけじゃないんですよ、そういうのをやはり懸念しているわけです。

別に、この役場の中の行政の中だけの人事だけじゃなく、外郭団体でもあり、やはり本当にその人が大事なんだけれども、自分の意に沿わなかったら、その人は排除する。これは本当に町民のためになっているのかだと思えます。ちょっとこの人は俺と気が合わんけんやめとこう、ちょっとこっちをやつとこうとかじゃなくて、本当に町民のためになっているかどうかというちゃんとした人事の配置が大事だと思う。私はそこを心配しているんです。やはりこういう大きい人事の課の設置というのは、ものすごく大事で、それがひいては町民に影響が出てくるところになるので、そこは徹底して、本当に。先ほど町長が言われました、主査でしたっけ、そういう下の方々の意見も聞いたと。それは本音で聞いたのかなと。私は、一般質問であれ、何かするときには、必ず現場の声を聞くんです。一人じゃなく、二、三人聞きます。一人の意見だったら間違うので。

だから、もう本当に現場の声を聞いて、足しげく通って。いや、別に町長があちこち課に行って直接一人一人聞けというわけじゃないんですけども、そういう姿勢で意見を吸い上げないと、上の課長が言っているから、その課長の意見が全て正しいわけじゃなく、本当に足を運んで末端の声まで聞くという姿勢が、課を変えることによって、そうしていただきたいなど。これは答えていただきますでしょうか。それは私が心配しているところです。これには賛成です。やってみらな分からん、蓋を開けてみてようなるかどうか分からん。それはよくなれば一番いい話です。

私が心配しているのは、意に沿わないものを反乱分子の排除じゃなく、反対

の人の意見を本当に吸い上げて、ちゃんと町民会議であれ、何であれ、その意見のとおりには、じゃ、やりましょうねというところで持っていかないと。集まっている人というのは、意識が高い人だから来ているわけであって、役場の職員が、会議をやりましょうと、その人の家に行っているわけじゃなくて、わざわざ役場に来てもらっているんですよね。町民会議であれ、何の会議であれ、参加の会議なんかは、意識がある人じゃないと来ないので、意識がない人たちの意見をぜひ聞いていただきたいなど。すみません、話が長くなりましたけれども、あえて町長に答弁いただければと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員の貴重なご意見ありがとうございます。

とにかくいろんな人の意見を反映する、反映してやっていただきたいというお話であるというふうに思っていますけれども、本当にそれは非常に重要なことで、特によく言われるのが、町が何か委員会とか、町民の皆さんを集めてやる会議に関しては、いわゆる承認機関みたいになっていると、議論の機関じゃなくてというのは、昔から言われていることで、行政がよく陥りがちな部分でもありますし、それはやっぱり委員会もあるし、例えば議会もあるし、いろんなところのご意見があって、その中で総合的に判断をしている部分もあるということは、ご理解いただきたいというふうには思っているところであります。

おっしゃるように、いろんな意見をお持ちの方がいらっしゃるもので、そういう意見を聞きながら物事を何事も進めていくということは、非常に重要なことでもありますし、今回、機構改革、必要に応じてやるわけですがけれども、くるるんの事例もそうじゃなくて、やったら必ず成功するということは誰でもやるわ

けで、やらないといけないけれども、課題は多いだろうというのが、普通やっぱり物事だと思っています。

ただ、課題をしっかり捉えていれば、失敗するか、成功するかというのは、とにかく成功するまでやるということが失敗しない一番秘訣だというふうに言われますし、しっかり課題を捉えて、目標、向かっているところが間違っていなければ、絶対成功するんだろうというふうに思っています。それはもう、くるんであってもそうですし、環境の取組みとか、いろいろやっている中で、簡単にはできないこともたくさんありましたけれども、そういうものに関しても、一つ一つ課題に向き合って解決して、より高めていくことで実現できてきている部分もありますし、今回の事例についても、しっかりそのようなことでやったら、もうそれでうまくいくということじゃ決してありませんので、いろいろ今日いただいたご意見等も踏まえながら、一つ一つ課題を整理して取組んでいかなければいけないと思っています。

あと、言われたように、いろんな方、反対的な立場の人の意見も踏まえてと。ただ、その人たち、町民の皆さんでいえば、本当にいろんな方がいらっちゃって、本当に町のことを考えて言われる方もたくさんいらっちゃって、そういう人たちの思いだけはしっかり受け止めていかないといけないので、何とか、それも一つのスキルというか、職員の資質だと思いますので、何かしっかりそういうのもつけていくよう取組んでいかないといけないというのは、おっしゃるとおりでありますので、ぜひ前向きに取組ませていただきたいと思います。

以上でございます。

議長　よろしいですか。じゃ、次に12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　それでは、7点ほどお尋ねしようということで、まとめておりましたが、もう既に皆さん方、同じようなことで意見を述べられております。

全協の折にも、今までの縦割り行政の弊害があつて、こういった形に、住民福祉向上の発展にもつなげるということで、町長はおっしゃいましたが、相当その検証をされてのことだと思ひます。ですから、検証されて、どういったところに不具合があつたのか。本当はそういったところも知りたいんですが、よかつたら文書で、後でいいから、こういったことがあつたからということで全協なんかのときに出してもらつと、それが一番いいかなと思つております。それでこういった形の機構改革をしたということで説明してもらえつと、なおさらいいかと思つております。

それから、一番最後に、ちょうど全協のときにもちよつと話をしましたが、最終的には人は変わらないから、人材の育成と。今日も古賀議員とか、特に益田議員が、私が最後にそれを言おうと思つていたら、言われました。とにかく今からの町政というのは、もうトップダウン町政からボトムアップ町政に移行せんといかん。そういったことで、やっぱり職員の各組織のみんなが一生懸命意見を出し合つて、問題提起をしたり、そして住民がどういったことを考えているか、住民と直接触れ合つて、住民の願ひ、それが町の発展にもつながつる。そういったことで、やっぱり若い職員とか、そういった方たちのボトムアップで吸い上げて、それをトップが、できんじゃなくて、トップもちゃんとそれを聞く耳を持つていただきたい。そして、その中で一緒に考えていく。もうこれはこうだからできんじゃなくて、今、益田議員も言われたように、やっぱりそういった職員の意見を聞いて、それが町政発展につながつるような形の中で、それが人材の育成につながつっていく。それをもう頭から押さえるようなことをしたら育たないと。そういったことで私も思つておりますので、今後、こうい

った機構改革の中で、絶対トップダウン町政からボトムアップ町政への挑戦ということで考えていただきたいと思います。これは答弁要りませんので。

議長 暫時休憩します。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 それでは、再開いたします。答弁を許します。境町長。

境町長 中島宗昭議員のご質問にお答えいたします。

本当に率直なご意見をいただきまして、ありがとうございます。機構改革の一つの柱である縦割りを排除するという点に関して、縦割りをなくすということについて、これまでの弊害というか、常態であるとか、そういうことについては、言われたように紙にまとめてお渡ししたほうがいいのかと私も思いますので、そういう形で対応させていただきたいと思います。

あと、職員の声とか住民の声をしっかり聞いて、ボトムアップ方式でやってくれというお話であります。それはもっともなことでありますので、議員のご意見については、しっかり私の心の中にとどめさせていただきたいというふうに思っています。

ボトムアップとトップダウンというのがあって、じゃ、一方的に全てがトップダウンなのか、一方的に全てがボトムアップなのかという、そこら辺の具合

はあると思うんです。私は、何か言うと恥ずかしいですけども、政治家ですから、基本的に町民の皆さんの意見をどう町政に反映していくのか。当然その反映をしていくに当たって、組織全体の合意をどうつくっていくのかというのが仕事になってきますので、そこら辺のめり張りはあるのかなというふうに思います。

それと、あと職員の皆さんが育つということはどういうことかというのと、一言で言うと、一番重要なことは住民の中に入るということです。町の中に入るというか、それが一番重要なこと。住民と一緒に汗を流したり、議論して町の未来を語ったりとか、そういうことがやっぱり一番大事なことだと思います。

私もよく前々から感じていたことというのは、公務員というのは、本当に身分も保障されていますし、給料も保障されていますし、情報は集まりますし、権限もあると。そうするところで、今までの縦割りの、いわゆる自分の目の前の与えられた仕事をするというような形で、住民との垣根をつくってしまっている面があるんじゃないかというようなところを少し感じているところがあります。

やっぱり特に大木町の強みというのは、住民との距離が近いというのが強みですから、その中でしっかり住民の皆さんとの交流なりをすることで、協働のまちづくりを進めていくというのが、本当に大木町の強みですから、それをやっぱり職員一人一人がしっかり自覚して、町民の皆さんの中に自ら入って行って、その中で議論したり、いろいろ声を聞いていく。それをまちづくりに反映していけば、当然、町民の皆さんは応援団になってくれますから、そういうような関係づくりが今後必要になってくるんだろうというふうに思っています。

そういう意味では、今度、地域自治組織も自立してもらって、校区を単位にしっかり地域活動をフォローしていくに当たっても、職員をしっかり関わらせ

たいと思っていますし、できるだけそういう現場、町民との直接的な関わりの場を職員に持ってもらおうということが、今後の町政運営の一つのやり方としては重要じゃないかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

議長 よろしいですか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 ありがとうございます。

決してトップダウンが悪いと言っているのではありません。トップダウンというのは、やっぱり早い、スピード感があるからいいんです。でも、下のやっぱり住民、いろんな方たちの意見を聞くことも大切だから。ですから、そういった形で両方の利点を活用しながら進めていただきたいということです。

議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時50分にいたしましょう。

議員の皆さんは、ちょっと議員控え室のほうに直ちに移動をお願いいたします。執行部の皆さんには、ちょっとそのままトイレ休憩ということで、50分をめどにやりますので、お願いいたします。

休憩 11時45分

再開 11時59分

議長 それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第78号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 動議を提出させていただきたいと思えます。

ただいま議題となっております議案第78号については、議員全員で構成する行政組織機構改革に関する特別委員会を設置し審査することを望みます。大きく一つは、やはり教育委員会との懇談というか、話合いがまだまだできていないところで条例が先行して可決になるということは、非常におかしい話ではないかと思っております。ここはやはり、もう一つ丁寧に審議させていただきたいと思っております。ということで、特別委員会の設置を望みます。

議長 ただいま動議が提出されました。先ほどの動議に同意される議員の方、いらっしゃいますでしょうか。挙手でお願いいたします。

賛成者挙手

議長 ありがとうございます。2人以上の賛成がありましたので、議題とし

て取り上げさせていただきます。

ただいま小畠裕司議員から、議案第78号については、議員全員で構成する行政組織機構改革に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議の提出がなされました。この動議は、所定の賛成者がありますので、成立をいたしております。

小畠裕司議員の動議を議題として採決いたします。この動議のとおり、議案第78号については、議員全員で構成する行政組織機構改革に関する特別委員会、仮称でございますが、これを設置し、これに付託し審査することに賛成の方は起立願います。

起立少数

議長 起立少数です。したがって、本案については、議員全員で構成する行政組織機構改革に関する特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議は否決されました。したがって、議案第78号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 反対の立場から討論させていただきます。

私の仕事なんですが、以前、フィリピンのパラニャーケ市との姉妹提携を議会の中でも提案したことがありまして、最初、私も全協のほうにお話をさせていただいて、その中で、ひしのみ国際交流センターのほうに話をしに行きました。その後、役場のほうに行ってくれということだったので、役場のほうにまた話に行って、結局それがぐるぐる回って、すごくこれが縦割り行政なのかな

と。課ごとのことじゃないので、ちょっと違うかもしれないですけども、1年目の議員としては、それを感じたところでありました。

この機構改革において、一番大切な目標として、縦割り行政をなくすということが掲げられていますが、私が見た限りでは、組織云々ではなくて、結局、投げかけられた方の対応力次第じゃないかなと、私は感じた次第です。

ですので、組織を幾らいじっても縦割りを解消することには簡単にはつながらないかと思いますので、反対として意見をさせていただきました。

議長 今度、賛成者の討論ございますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 反対の対極は賛成ということでしょうから立ちますけれども、しんから賛成とは言い切れないかなという思いでもあります。

それで、私が今から申し上げることは、町長に肝に銘じてもらいたいんですが、一つの議案が開会から始まって午前中で終わり切らん。なおかつ、特別調査委員会の設置まで動議として出されるということは、過去にも例がないことではないのかなと思っています。やっぱり、それだけ議員全員がこの条例案について危惧を抱いているという表れだろうというふうに思っています。

ただ、今から残された時間の中で、我々が危惧していることが幾らかでも解消され、4月1日の発足には職員全体が希望を持って職務に邁進できるような成案となっておったということに期待をし、議案の採決に当たっては賛成という立場で意思の表示をしたいと思っておりますが、くれぐれも町長、議員の思いは重く受け止めて、今から先の時間、頑張ってくださいというふうに思っています。

以上で、賛成の討論ということで終わらせていただきます。

議長 ほかに討論ございますか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第3、議案第78号大木町課設置条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第78号本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を13時、午後1時といたします。

休憩 12時06分

再開 13時00分

議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第79号行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第79号行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政組織機構改革の実施に伴い、関係する条例の規定を整理する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。池末総務課長。

総務課長　議案第79号行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、行政組織機構改革の実施に伴い、大木町課設置条例のほか、関係する条例の規定の整理をする必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

条例案及び参考資料の1ページから5ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正の内容は、第1条、大木町総合計画審議会条例の一部改正において、第7条中「企画課」を「まちづくり課」に改め、第2条、大木町健康被害調査委員会条例の一部改正において、第9条中「健康課」を「健康福祉課」に改め、第3条、大木町行政改革推進委員会設置条例の一部改正において、第7条中「企画課」を「まちづくり課」に改め、第4条、大木町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正において、第4条第1項及び第6条第1項中「環境課」を「まちづくり課」に改め、第5条、大木町景観土地利用審議会条例の一部改正において、第8条中「企画課」を「まちづくり課」に改めるものです。

なお、附則において、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第79号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号については委員会

の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第4、議案第79号行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第79号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第80号大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第80号大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政組織機構改革の実施に伴い、職務名及び管理職手当の額を変更する必要があるので、この条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。池末総務課長。

総務課長 議案第80号大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、行政組織機構改革の実施に伴い、職務名及び管理職手当の額を変更する必要があるので、この条例を制定しようとするものであります。

条例案及び参考資料については、6ページの新旧対照表をお願いします。

改正の内容は、別表第2、等級別基準職務表中「副課長又は課長補佐」を「主幹」に改め、「参事又は困難な業務を行う副課長」を「副課長又は参事」に改めるものであります。

また、別表第4、管理職手当の額について、現行それぞれの職務における支給額を、参事は3万円、課長、局長及び副課長は4万円、多数の業務を統括する課長及び局長であって町長が特に認める者は5万円、多数の業務を統括し、かつ困難な業務を処理する課長及び局長であって町長が特に認める者を6万円へと改めるものであります。

なお、附則において、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。まず、6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 1点お尋ねします。

相当困難な課長、6万円課長ですね、6万円課長といえども、やっぱり人事異動というのは職員につきものですから、当然、5万円級のポジションに異動するという可能性もないではないでしょうから、そういった場合には当然、管理職手当というのも6万円から5万円へ減額ということが想定されるのか、なかなか下げるのは難しいからなということになるのか。その辺のお考えがどうなのか、まとまっておれば聞きたいというふうに思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 北島議員のご質問にお答えいたします。

今回、6級、いわゆる管理職の職務として、課長、局長、副課長または参事ということで位置づけをさせていただいております。それぞれの職務において、責任の度合いであるとか、業務の範囲であるとか、当然変わってきます。この管理職において、今までは課長一本という職務でございましたけれども、基本的に課長、副課長に関しては、業務の状況等に応じて異動があるというふうに考えております。ですから、一応、課長が全体マネジメント、トップとして部門をマネジメントしていただくようになりますけれども、では、ずっとその人が部門長という形で継続するのかというと、そうではなくて、状況に応じてそ

れは異動があるというふうに考えております。

それに伴って、管理職手当も変わるということでもあります。降格というのは、なかなか難しいというか、できませんので、例えば6級を5級に下げるとか、管理職から降格するとか、そういうことはちょっとできませんけれども、基本的に管理職の間でも一定の管理職手当で差をつけることで、職務の責任の度合いも差をつけていく。それと連動させるということ考えております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。じゃ、次に11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員 1点お尋ねしたいんですが、困難な業務というのはどのような業務を想定されてあるんでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 小畠議員のご質問にお答えしますが、困難な業務という書き方をしておりまして、それは非常に分かりにくいという分かりにくいという指摘だろうというふうに思っておりますけれども、なかなかこの課をどこに張りつけるというようなことは難しく、やっぱり状況を見て、その時々課題であるとか、また新しいチャレンジであるとか、そういうこともございますので、そういうものを勘案して、特に業務が多かったりとか、非常に課題として難しい課題を抱えているとか、そういうところについて困難な業務という形で判断をさせていただくということになるかと思っております。

ただ、それぞれの部門間によって、やっぱり業務の範囲であるとか、先ほど、

まちづくり課とは相当広い業務を担当するようになりますし、やっぱり来年あたりは自治会にお願いしていくとか、校区コミュニティーをしっかりと立ち上げるとか、そういう新しいミッション等もございますので、そういうような業務の内容等も勘案して、いわゆる6万円課長については考えていきたいと。ただ、これをむやみやたらに6万円課長にするということは、やっぱり慎重でなければならぬというふうに思っています。ですから、来年すぐ6万円管理職手当の課長が出るかどうかは、ちょっと今のところ私のところでははっきり決断しておりません。

ただ、これについては、難しい業務で業務の範囲が広がる課長もおりますので、そういうところで必要な課長に対しては、しっかりと管理職手当で手当てをしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長 よろしいですか。ほかに。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 すみません、ちょっと分からないので教えてください。

やはり同じく別表第4の職務の内容の話なんですけれども、例えば、これを読んでみます。「多数の業務を統括する課長及び局長であって、町長が特に認める者」とありますが、ここの中で2点。まず、「多数の業務を統括する課長及び局長」では止められないのかが1つ。それと、「町長が特に認める者」とありますけれども、「町長が認める者」では駄目なのか。この2点について伺います。

議長 答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 10番、古賀知文議員のご質問にお答えいたします。

改正前の現行で、「相当な経験を有し困難な業務を処理する課長及び局長」ということで、現行の状態がどうなっているのかということをお申し上げますと、やはり困難な業務ということであれば4万円が課長であり、5万円は総務課長と、あと今回、今年度から兼務をしている課長が該当しております。

今度、「多数の業務を統括する課長及び局長」というものにつきましては、行政機構改革に伴い、12課が7課になるということで、統合する課長については、やはり1部門の業務を統括する必要があるということで、文言を「多数の業務を統括する課長」ということと、あと「局長」にさせていただいているところでございます。

あと、「町長が特に認めたもの」ということについては、現行も現課長の中でどういう困難な業務をこなしてどういうことで判断するのは、やはり一課長じゃなくて町長でございますので、町長が特に認める者と。そういう課長については、管理職手当を例えば4万円から5万円に該当するという判断の根拠をここに表しているところでございます。

以上でございます。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 すみません、ちょっと質問が舌足らずだったかと思えます。

まず、第1問目は、要するに町長がとにかく認めなければ、これは任命権の関係でこういうふうに書いてあるということなんですか。じゃ、まず1問目はそれでよろしいです。

じゃ、「町長が特に認める者」というのは、いや、これを別にどうこうという話じゃないですよ、何か主観が入る、あるいは原因になるような気がして、「特に」というのは、今まで、現行もそうなっていますから、多分それでやってこられたと思うんですけども、この「特に」というのはどういう意味でこれをつけられておるのか、ちょっとお聞きしたい。もし説明できればよろしく。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 「特に」という言葉で、ちょっと町長が恣意的にという部分があまりにも強過ぎるんじゃないかと、恐らくそういうご指摘だろうというふうに思っています。これは、私が特に恣意的にしたいから、こういうふうに記入しているわけでも何でもなくて、従来の書き方で、従来5万円課長については「町長が特に認めたもの」というような記載の仕方をしていきますので、それを踏襲して、今回このような書き方をしているというところで、ちょっとご理解いただければというふうに思います。

古賀議員がご心配のように「町長が特に」というところで、町長のいわゆる恣意的なところが出過ぎるんじゃないかというご不安だろうと思います。そういうところについては、ただ課で当ててしまうのも、ちょっと私もあまりよくないのかなというふうに思っていますので、それなりのしっかりとした基準は私なりに持って、もしくは幹部なりに示す必要もあるかなというふうに思っています。そこら辺は、少しルールを、一回決まったらそれですっといくということではないかもしれませんが、やっぱり一定そういう基準については、幹部の中に説明はしていきたいというふうに思っています。

特に町長が恣意的に、もう言うことを聞かんやつはあげんとか、そういう話

では全くございませんので、そこはぜひご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんでしょうか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第80号については、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 今回の古賀知文議員の話でもありましたとおり、なかなか職員のモチベーションを上げるのに、「特に町長が認める」というところは恣意的なものが入らないとはおっしゃったものの、やはり何か非常に忖度する部分があるのではないかと危惧しているところです。

先ほどの午前中の第78号の議案、行政組織改革にしてもそうなんですけれども、どうも条例が先行して内部への説明がまだ不足しているんじゃないかと。各課長たちがしっかり把握してこれを出しているのかどうか。何となく条例が

先行して、後から説明しますよ、後から説明しますよというのが、どうも見受けられるような気がします。それを考えると、やはりこれをすんなり賛成というわけにはなかなか私もいかないかと思っております。

以上です。

議長　それでは、賛成の立場での討論ありますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　賛成の立場、先ほど賛成しました。

私は、以前から申し上げていましたが、石橋をたたいて渡るとというのがどうしても行政側には見えるところなんですけれども、今回は思い切って町長が石橋をたたいたと。割れるかそのまま渡れるかというのは町長の判断次第だと思いますので、今回は、そういういい意味で石橋を渡っていただいて、ちゃんと渡れるかどうかは、私は定かではございませんが、それが多分心配していらっしゃるところだと思うんです。小畠議員に限らず全議員、同じく職員さんもそういう不安はあるのかなと。それがありますので、私はしっかりと足元を見て渡っていただければというふうに思います。

以上です。

議長　あと、反対の立場でのご意見ありますか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。

この採決も起立によって行います。日程第5、議案第80号大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　　起立多数です。したがって、議案第80号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第81号大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　　議案第81号大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、大木町国民健康保険税条例の一部につき所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。杉税務町民課長。

税務町民課長 議案第81号大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

今回の大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、大木町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表により改正の概要をご説明いたします。

新旧対照表7ページをお願いいたします。

第5条の2、第3号の特定継続世帯の額の改正で、下線部分の「6,000円」を「1万8,000円」に改めるものです。

次に、第7条の2、第3号の特定継続世帯の額の改正で「1,500円」を「4,500円」に改めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第23条第1号の改正でございます。ここでは均等割額及び平等割額を7割軽減する者の所得基準についての改正です。

個人所得課税の見直しが行われた給与所得控除、公的年金等控除額が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられたことに伴い、国民健康保険税の基礎控除額が「33万円」から「43万円」に変更となっております。

また、この改正により、一定の所得者が2人以上いる世帯では軽減措置に該当しにくくなることから、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に改めるものです。この改正で、実質的には給与所得のみの人と年金のみの方は現行と変更はないこととなります。

次に、新旧対照表9ページ。

イの（ウ）、特定継続世帯の額の改正で、「4, 200円」を「1万2, 600円」に改めるものと、次のページ、エの（ウ）特定継続世帯の額の改正で「1, 050円」を「3, 150円」に改めるものです。

新旧対照表10ページの第23条第2号については、5割軽減するものについての改正であり、新旧対照表11ページ、第23条第3号については2割軽減するものについての軽減基準額の改正及び特定継続世帯の額の改正となっており、第1号の7割軽減するものと内容は同じであります。

新旧対照表13ページの附則2については、65歳以上の年金所得者については、軽減判定する場合、年金所得から15万円をさらに控除しておりましたが、今後も引き続き控除できるように字句を加えたものです。

今回の改正の概要は、地方税法が改正され、年金や給与者の控除額が引き下げられたことに伴い、そのままだと国保税が増えることになることから、今までの国保税額になるように、国保税の控除額を増やし、国保税額が増えないように調整を入れたものになります。

なお、今回の改正により国保税の調定額の変動は小幅であると思われま

す。以上で、大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第81号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決も起立によって行います。日程第6、議案第81号大木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第81号本案については、原案のと

おり可決されました。

日程第7、議案第82号大木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第82号、大木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定により、大木町人事行政の運営等の状況について公表するため、所要の規定の整備を行う必要があるので、この条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。池末総務課長。

総務課長 議案第82号大木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定める必要があるので、この条例を制定しようとするものであります。

大木町人事行政運営等の状況の公表に関する条例案をお願いいたします。

まず、本条例案は8条で構成しています。

第1条では本条例の趣旨を、第2条では前年度における人事行政の運営の状

況の報告する時期について、第3条では任命権者が報告しなければならない事項について、以下の第1号、職員の任免及び職員数に関する状況ほか、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修及び利益の保護等、第11号までで規定しています。

第4条では公平委員会の報告について、第5条では公平委員会が報告しなければならない事項について、以下の第1号、勤務条件に関する措置の要求の状況ほか、第3号まで規定しています。

第6条では公表する時期について、第7条では公表の方法について、以下の第1号、大木町公告式条例に規定する場所に掲示、第2号、インターネットを利用して閲覧に供する方法を規定しています。

第8条では、条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は町長が別に定めることを規定しています。

また、附則において、令和3年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第82号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第7、議案第82号大木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第82号本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 それでは、再開いたします。

日程第8、議案第83号令和2年度大木町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第83号令和2年度大木町一般会計補正予算（第7号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、令和2年度大木町一般会計予算に、歳入歳出それぞれ3億5,107万6,000円を追加し、それぞれの合計を83億7,899万3,000円として計上するものでございます。

その主な内容といたしましては、歳入では、施設型給付費負担金1,268万6,000円、個人番号カード関連事務委任交付金134万3,000円、農業用機械・施設災害復旧支援事業費補助金1,765万9,000円、スマート農業推進強化事業費補助金1,141万円、ふるさと納税寄附金2億8,704万2,000円、財政調整基金繰入金500万円。

また、歳出では、ふるさと納税の返礼品料として1億5,000万円、ふるさと納税通信運搬費として5,244万2,000円、ふるさと納税ポータルサイトシステム利用料として5,500万円、ふるさと納税事務業務委託料として2,420万円、施設型給付費として1,550万円、スマート農業推進

強化事業補助金として1, 141万円、農業用機械・施設災害復旧支援事業補助金として1, 765万9, 000円、災害回避対策事業補助金として1, 032万7, 000円、住宅改修補助金として50万円となっております。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。歳出より順次説明を願います。池末総務課長。

総務課長 予算書の15ページ、16ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費19万6, 000円の減額補正を計上しております。3節職員手当等及び4節共済費共、人事院勧告に準じて行います職員の期末手当及び共済組合負担金の減額によるものです。

なお、今回の補正予算につきましては、常勤の特別職及び一般職員の給与改定のほか、一般職員の新規採用、中途退職等に伴う人件費及び会計年度任用職員の社会保険料と人件費の補正をそれぞれの該当費目で計上しており、一般会計においては455万2, 000円の減額補正となっております。

以下、人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費212万7, 000円の減額補正を計上しております。減額補正の主な要因は、10月に実施しました人事異動等に伴う職員の人件費の減額でございます。

10節需用費17万円の補正をお願いしております。内容としましては、一般管理費において、各種封筒の在庫が不足することが見込まれるため、印刷製

本費の補正をお願いするものです。

以上でございます。

企画課長 6目企画費2億8,704万2,000円の補正をお願いしております。ふるさと納税の増加に伴うもので、当初予算では1万2,000件、3億円の寄附額を見込み、計上しておりましたが、今年10月末までの累計が、前年の同じ時期に比べて件数で134%増の3,339件、寄附額で48%増の1億3,853万3,000円となっており、この状況を踏まえ、今年度末で3万2,000件、8億円程度に上ることを見込み、関係する予算を増額するものです。

7節報償費1億5,000万円は、ふるさと納税寄附者へのお礼の品です。

11節役務費1億1,284万2,000円は、お礼の品の送料5,244万2,000円のほか、ポータルサイトの利用料5,500万円、インターネット決済手数料540万円です。

12節委託料2,420万円は、次のページにかけてになりますが、事務委託費になります。

以上です。

税務町民課長 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費141万8,000円の補正をお願いしております。右側、説明欄をお願いいたします。

パートタイム、会計年度任用職員人件費70万9,000円をお願いしております。内訳として、マイナンバーカード発行事務補助のための会計年度任用職員増員1名分をお願いしております。

その下、マイナンバー関連事務事業64万9,000円をお願いしております。

す。これは、国がマイナンバーカードの普及に力を入れており、申請や交付の環境を整えるための費用でございます。内訳としましては、マイナンバーカード申請及び交付に必要な消耗品代12万4,000円、マイナンバーカード交付用端末増設に伴う統合端末追加設置委託料49万5,000円、申請推進のために地域や職場に出張申請に出向きますので、そのための出張申請用写真プリンター1万5,000円、同じくカメラ1万5,000円をお願いしております。

以上です。

福祉課長 19ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費95万4,000円の減額補正のうち、人件費を除くものとしまして1,000円の補正をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

地域福祉支援体制の充実事業において、前年度、福岡県地域自殺対策強化交付金の確定に伴う県への返還金として1,000円でございます。

以上でございます。

税務町民課長 2目国民年金事業費4万5,000円の補正をお願いしております。右側、説明欄をお願いいたします。国民年金事業費7万円をお願いしております。前年度、年金生活者支援給付金事務費返還金で、事務費の精算分でございます。

以上です。

福祉課長 5目障害者福祉費410万5,000円の補正をお願いしております。内訳につきましては、説明欄をお願いいたします。

障害者地域生活支援事業では、委託料、地域生活支援事業委託料として、これは地域生活支援事業費委託料として12万4,000円でございます。この事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉の増進を図るための事業です。日中一時支援事業利用増に伴い、補正をお願いするものです。

次に、償還金、地域生活支援事業費等補助金返還金2万5,000円でございます。障害者地域生活支援事業費補助金の額の確定により、お願いするものです。国庫負担金として1万7,000円、県負担金として8,000円でございます。

次に、障害者自立支援事業、扶助費、補装具給付費としまして16万6,000円でございます。新たに補聴器の給付申請があったため、お願いしております。

22ページをお願いいたします。

障害者医療給付事業、扶助費、更生医療給付費として280万円の補正をお願いしております。新たな更生医療給付対象者7か月分の給付費を計上しております。償還金、障害者医療費負担金返還金として99万円でございます。障害者医療給付費負担金の額の確定によりお願いするもので、国庫負担金66万円、県費負担金33万円でございます。

10目国民健康保険費10万1,000円の補正を計上しております。説明欄をお願いいたします。国民健康保険特別会計繰出金、繰出金、国保特別会計事務費繰出金として10万1,000円でございます。職員の人件費に伴うものでございます。

12目介護保険費52万9,000円の補正をお願いしております。説明欄をお願いいたします。介護保険費、償還金、広域連合介護予防事業交付金返還金2万6,000円は、前年度介護保険広域連合地域支援事業に係る実績額確定により、交付金が超過していた分の返還金でございます。

介護予防・日常生活支援総合事業、工事請負費、回線工事費50万3,000円は、介護保険広域連合との専用回線移設のための工事費をお願いするものです。

16目後期高齢者医療費325万3,000円の補正でございます。説明欄をお願いいたします。後期高齢者医療費負担金325万3,000円同額です。令和元年度後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う令和2年度市町村療養給付費負担金の精算調整により、その調整額を補正するものです。

17目特別定額給付費197万9,000円の減額補正をお願いしております。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、経済支援を行うため、特別定額給付金事業が創設され、令和2年4月27日の基準日において住民基本台帳に記載されている世帯主に対し、給付対象者1人につき10万円を給付いたしました。この事業が完了したことに伴い、予算残額を減額するものです。町民に一刻も早く給付するため、全庁的に取組み、5月15日に第1回目を振り込み、未申請者につきましては、電話や訪問による勧奨を行った結果、対象者1万4,197人に対し、1万4,187人に給付完了し、給付率は99.93%でございます。内容につきましては、説明欄をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業、職員手当、時間外手当21万円の減額です。不要な分を減額しております。旅費、普通旅費9,000円の減額については、担当者説明会がなかったため、全額を減額しております。需用費、消耗品費16万5,000円の減額につきましては、プリンタートナー代等の消

耗品の予算残でございます。同じく需用費、印刷製本費7万2,000円の減額につきましては、申請書や決定通知書の印刷代の残額でございます。

役務費、通信運搬費として51万5,000円の減額です。特別定額給付金申請書や振込通知書等の郵送代の予算残でございます。24ページをお願いいたします。役務費、手数料8,000円の減額です。口座振込手数料の予算残でございます。

負担金、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金100万円の減額でございます。対象者1万4,197人を予算計上し、実績は1万4,187人で、10名分を減額しております。未申請者10人は、給付拒否4名、基準日前死亡者1名、外国人で既に母国への帰国者3名、居所不明2名でございます。

以上でございます。

こども未来課長 2項児童福祉費、2目児童福祉費1,559万9,000円の補正をお願いしております。10節需用費9万9,000円は、子育て拠点事業において、令和3年度の子育て世代包括支援センターパンフレットを作成するための費用として計上しております。

次に、19節扶助費1,550万円は、保育所等運営費において、公定価格が引き上げられ、認定こども園の施設型給付費が不足したこと、また、新型コロナウイルス感染拡大予防として登園自粛を要請いたしました期間の保育料を補填したことにより、予算に不足が生じることが見込まれることから、補正をお願いするものでございます。

なお、歳入予算、民生費国庫負担金の施設型給付費負担金において1,268万6,000円を計上し、当該事業に充てております。

4目児童措置費7,000円の補正をお願いしております。22節償還金利

子及び割引料は同額で、前年度児童手当交付金の確定による返還金でございます。

以上でございます。

産業振興課長 25ページ、26ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費で1,332万7,000円の補正をお願いしています。18節負担金補助及び交付金1,327万1,000円の内訳は、26ページ説明欄に記載しております農地中間管理機構事業交付金24万6,000円、これは農地集積を図る経営転換協力金交付金の予算として計上しております。スマート農業推進強化事業補助金1,141万円は、3つの土地利用型農業経営法人が福岡県の事業採択を受け実施する事業費の一部を助成する予算として計上しております。被災農業者支援型事業補助金161万5,000円は、7月の豪雨で被害を受けられました被災農業者の支援を行う県事業の採択を受け実施いたします事業費の一部を助成する予算として計上しております。

22節償還金利子及び割引料5万6,000円、これは経営転換協力金交付金返還金で、平成28年度経営転換協力金交付事業の交付を受けられました所有者が、その交付要件でありました貸付期間を満了する前に賃借権の解除の申出があったことによる返還でございます。

13目施設園芸型農業振興事業費で3,518万1,000円の補正をお願いしております。18節負担金補助及び交付金、同額です。説明欄の農業機械施設災害復旧支援事業補助金1,765万9,000円は、7月の豪雨で被害を受けられました被災農業者の支援を行う県事業の採択を受けた4つの農業経営体を実施する事業費の一部を助成する予算として計上しております。

次の災害回避対策事業補助金1,032万7,000円は、先ほどご説明しました農業機械施設災害復旧支援事業費補助金の採択を受けた4つの農業経営体に対して、町が10分の3の補助率を上乗せし、被災農業者の支援を行うための予算として計上しております。また、県事業の採択条件に満たない浸水対策事業として、町の単費による事業を新たに創設し、事業要望のあった3農業経営体に対して事業費の一部を助成するための予算69万5,000円を含めた予算を計上しております。

次に、園芸産地労働代替緊急支援事業費補助金719万5,000円は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外国人技能実習生の入国制限を受けて、雇用労働が減少している農業経営体に対し、経営規模を維持するために必要な省力化、自動化のための農業用機械の導入をする経費の一部を助成するものでございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費50万円の補正をお願いしております。18節負担金補助及び交付金、同額です。これは、地域経済の活性化と居住環境の向上、移住定住促進を目的に実施しております住宅改修補助事業において、当初見込みより申請相談件数が多くなる見込みとなったため、その不足分の予算を計上するものでございます。

以上でございます。

総務課長 9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費539万3,000円の減額補正を計上しております。減額補正の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策のため、9月6日開催予定だった福岡県ポンプ操法大会が中止、1年延期となったための減額でございます。内訳は、説明備考欄のポンプ操法

県大会出場費において、8節旅費、費用弁償288万9,000円、10節需用費のうち、消耗品費60万3,000円、燃料費5,000円、食料費95万6,000円、次のページの修繕料10万円、13節使用料及び賃借料、通行料として3万円、自動車借上料30万9,000円、17節備品購入費67万5,000円、合計556万7,000円を全額減額するものです。

なお、28ページに戻っていただきまして、非常備消防費において、10節需用費、修繕料として第3分団第2部に配備しています小型動力ポンプの故障修繕費用として17万4,000円の補正をお願いするものです。

以上でございます。

学校教育課長 29、30ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費148万3,000円の補正をお願いしております。

この補正は、木左木小学校増改築工事完了後の落成式を行うための予算、第5号補正予算でお願いしておりました学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業、国の補助率2分の1において、9月末に福岡県を加算地域として追加配分すると決定したことに伴い、前回補正予算の各学校の執行状況とこれからの見込みを踏まえ、予算計上するもの。各小学校の老朽化が著しい児童用の机、椅子の買換えに係る費用です。

補正の内訳につきまして、7節報償費2万7,000円は、木佐木小学校増改築落成式記念品代でございます。10節需用費85万円は、感染症対策の各小学校、大溝小学校53万円、木佐木小学校8万円、大莞小学校24万円の消耗品追加分でございます。12節委託料3万3,000円は、木佐木小学校増改築落成式設営委託料でございます。17節備品購入費57万3,000円は、

感染症対策の大溝小学校の備品から消耗品への組替えによる16万円の減額、木佐木小学校48万円の加湿つき空気清浄機等追加分、児童用の机、椅子の買換えで木佐木小学校19万6,000円、大莞小学校5万7,000円でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、31、32ページをお願いいたします。78万8,000円の補正をお願いしております。17節備品購入費の増額で、小学校と同様に感染症対策の追加配分により加湿つき空気清浄機等として68万9,000円、生徒用の机、椅子の買換えにかかる費用として9万9,000円です。

6項学校給食共同調理場費、1目調理場管理費25万3,000円の減額補正をお願いしております。

33、34ページをお願いいたします。

需用費8万円の減額で、第5号補正予算でお願いしておりました学校再開に伴う感染症対策、学習保障に係る支援事業のうち、給食センターの熱中症対策については不用額を減額するものです。

以上でございます。

建設水道課長 11款災害復旧費、3項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費6万5,000円の補正をお願いしています。18節負担金補助及び交付金で同額です。花宗太田土木組合が事業主体として行います農業用施設災害復旧事業の負担金を計上しています。

以上でございます。

議長 以上で、歳出に関する所管課長の説明を終わります。

続いて、歳入の説明を所管課長に求めます。川村会計課長。

会計課長　それでは、歳入予算補正について説明いたします。

11、12ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,416万9,000円の補正です。内容は、右側説明欄にあります3つの給付サービスの増額に対応し、国の負担額が増額するため、計上するものです。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金252万6,000円の減額、5目教育費国庫補助金88万9,000円の増額の補正です。内容は、右側説明欄のとおり、各種補助事業において交付される額が決定をし、また追加交付がなされたことにより、それぞれ増減額を計上しています。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金74万1,000円の増額と2項県補助金、2目民生費県補助金3万1,000円、4目農林水産業費県補助金3,812万5,000円。いずれの補正も国庫支出金と同様の理由で計上いたしております。

17款1項寄附金では、1目一般寄附の受入れによる増額と歳出で説明いたしましたふるさと納税の増額を見込んだ関連経費への充当相当分の増額を計上しています。

18款繰入金、2項基金繰入金、次のページをお願いいたします。1目財政調整基金繰入金の500万円と19款1項1目繰越金29万1,000円は、歳出予算額との調整のため、それぞれ計上しているものです。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入で5万5,000円は農地集積交付金の返還金として、また3目過年度収入で491万6,000円は右側説明欄にあります国県負担金の過年度精算金をそれぞれ計上しています。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 コロナ対策への支援金というのは、国から来ている分とかはあるんですか。すみません、私はちょっと詳しくよく分からなかったもので。何か国からの支援金とかいうのは大々的に名目で上がっているんですか。歳入について。

議長 それでは、答弁を許します。コロナ感染症に対する国のお金というのはどこに。

暫時休憩いたします。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 それでは、再開いたします。

答弁を許します。川村会計課長。

会計課長 歳出のほうで説明いたしました各学校における消耗品等感染症対策の消耗品等の購入における財源である学校保健特別対策事業費補助金ですね。

これについては、14款の2項5目教育費国庫補助金の各小学校補助金、中学校補助金それぞれに説明欄で学校保健特別対策事業費補助金ということで歳入が上がっております。

以上です。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 改めて聞いた内容というのが、皆さん多分ご存じかと思えますけれども、お隣の佐賀県のほうでちょっと話題になりましたね、テレビのほうで。コロナの緊急支援対策何とか金というものが来て、あるテレビのニュース番組で取り上げられて、要は全然コロナと違うところで使っているじゃないかとか何かそう、TBSのテレビだったですか、コメンテーターといろいろやり取りして、何やかやというのが話題になったものですから、大木町も国から来た支援金がちゃんと適切なところに使われているのかというのが気になったもので。先ほど聞いた内容であれば、学校関連のみということですか、大木町としては、国から来た分は。というふうに理解してよろしいですか。

議長 答弁を許します。川村課長。

会計課長 お答えいたします。

今回の補正予算の中においては、感染症対策として国からの補助金額について充当した歳出予算というのは、議員おっしゃられる学校関係のみということになります。

以上です。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 であれば、安心いたしました。特段、何か佐賀県では。これは言わなくていいですね。

これは抜きにして、よろしいですか、別の質問で。

議長 はい、どうぞ。

益田隆一議員 26ページのスマート農業推進強化事業ですか、こちらの分で1,100万ぐらいついていて、先ほど課長の説明では、3つぐらい何か県の採択があったという内容だったんですけども、スマートというぐらいですから、興味があるものですから、よければ、その3つの事業を教えていただければと思います。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 益田議員の質問にお答えいたします。

スマート農業推進強化事業につきましては、県の事業でございます、今回導入したのは3農事組合法人でございます。事業内容につきましては、受益作物は麦でございます、トラクターとロータリーということの組合せでございます。

それと、あとスマート農業推進強化事業では、スマートという言葉はどういうものかということでございますけれども、例えばトラクターであればカメラ

がついていたり、GPS機能があたり、あと田植機等でございましたら直進性の向上が図られるような装置がついたりというような事業でございます。

これについては、一応、先ほど言いました県の事業要件でございますので、そちらに照らし合わせて申請を行いまして、県のほうから内報が来ておりますので、今回補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 GPS付きのトラクターがもう走るとのことなんですね、それとカメラつきというのが。すみません、よう分からんのですけれども、最新鋭のトラクターが大木町にも走るとのことなんですね。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 質問にお答えいたします。

最新鋭かどうかというところは、いろいろ技術革新もありますので、一概には言えないかと思えますけれども、今、位置情報を合わせたところで、直進性を高めたり、あと安全性を高めたりというところの機能がついています。今までは、水田農業の振興であれば、単にトラクターの導入とかということでありましたけれども、県のほうが今、スマート農業の推進、ICT化をしておりますので、そういった機械の装置したものを法人さんが選定されまして、それにスマート農業の事業要件に合う機種を選定されて導入をされるものでございます。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 しつこいようで申し訳ございません。私はよくぴんときてないんですけども、無人で走るとか、そういう話なんですか。要は、それを今後見込んで、こういうふうに試験的というか、例えば大木町が将来的に5年後、10年後に無人でトラクターががっとなってやっていってくれると。大木町環境、何ですか、それに結びつける意味でも無人化に持っていくという話なんですか。すみません、よう分からんのですけれども。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 益田議員の質問にお答えいたします。

今回導入したものにつきましては、先ほど言いましたようにGPS等を搭載したということで、自動化までの機能はございません。そういったものも県の事業要件としてございますので、先ほど言われましたとおり、数千万するような自動化されるトラクターもございますけれども、今回選定されましたものについては、トラクターにGPS等の機能がついているものということでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

益田隆一議員　もう一点いいですか。

議長　はい、どうぞ、益田隆一議員。

益田隆一議員　次の質問でございます。30ページ、先ほどの学校にコロナ対策のほうで、大溝小学校53万円、木佐木小学校8万円、大莞小学校24万円。この差もいろいろあると思うんですけども、コロナ対策の小学校に対する消耗品、よければ具体的にどういったものを仕入れて対策しているのかというのをお尋ねします。

議長　答弁を許します。内藤学校教育課長。

学校教育課長　益田議員のご質問にお答えいたします。

こちらの学校再開に伴う感染症対策学習保障に係る支援経費というのは、事業自体は校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるようにというふうな形になっておりまして、金額は上限が設けられている部分がございます、その範囲内で消耗品、感染症対策の消毒とか非接触型の体温計とか、いろいろな衛生品、そういうふうな購入する部分とかがありますし、あと備品についても購入が可能という形になっております。

それで、予算で計上していましたが、どれだけまだ予算執行していない分があるとか、これからどういうものが要るかということで、それぞれの学校に希望を調査した中で、いろいろ非接触型の電子体温計とか消毒薬とか、そういう部分が要るところと、ちょっと加湿器を冬場に対策としては中学校とかに設置したいというふうな、そういう要望に基づいてしておりますので、まだ前の予算が残っているとか、そういう部分も含めたところでのそれぞれの

学校での感染症対策という形になっております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 21ページの特別定額給付金なんですけれども、迅速な対応で大木町は申告書が届いてスムーズに手当支給できたと思うんですが、よその自治体でインターネットを使ってホームページからダウンロードして通知書が届く前にもう申請することができるという取組みをされてあったところもありますようで、今回の場合は、まだ大木町自体、ネット環境もこれから進んでいくと思いますけれども、そういう方法も考えて、是が非でも封書じゃなくても今後はネットなり使ってホームページの充実を図りながら進めていただきたいなと思います。

以上です。

議長 事業の検証について。答弁を許します。田中健康課長。

健康課長 野口議員、貴重な提案ありがとうございます。

今回は、インターネットでの申請も何十件かあったんですけれども、なかなかインターネット申請の場合は、それを読み込んだりするのに時間がかかり、実は申請書のほうが早かったということがあります。

ただし、今、町のほうもマイナンバーのほう、申請をどんどん勧奨していますし、今後はそういうことも考えながらやっていきたいなと考えております。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 歳出のほうで、ページ26、これは産業振興課の担当になると思います。施設園芸型農業振興事業で、その一番下、園芸産地労働力代替緊急支援事業補助金、これは多分、何かさっきの説明では外国人の技能実習生に関するコロナ対策の負担金だという説明だったんですけども、これについて、もう少し詳しく、すみません、ちょっとよく分からなかった。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 古賀議員の質問にお答えいたします。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、入国制限によって外国人技能実習生の雇用ができないような場合に使えるということでの事業が県のほうで組まれております。これについては、もともと労働力として雇用する必要があったんですけども、ちょっとコロナの関係で入国ができなかったということで、その制度の建て付けといたしまして、その代わるものということで、省力化であったり自動化するような機械、装備をこの補助金を使ってできますよというような事業でございます。

これについては、1件はネギ農家さん、もう一件はイチゴ農家さんの2件でございますけれども、いずれも認定農業者の方で外国人の雇用のほうを確保する計画でありましたので、この事業に該当するということで、そういった自動化、省力化する機械のほうの補助事業を受けられるというような事業予算を組ませていただいたということでございます。

説明は以上でございます。

議長 よろしいですか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 すみません、直接これとは関係なかったようですが、実は先日、ある栽培している家の雇用主から、ちょっと話を聞いているんですが、要は外国からみえていて、コロナになったものだから帰れなくなっているんだそうです。要するに今度は出国制限を受けて。それで、それに関するいわゆる窓口というのか、そういうものがないものだから、ちょっと困っているんだというような話を聞いたんです。

それで、この前、実は、ひしのみ国際交流センターの監査のときに、できれば窓口あたりになったらどうですかというような、今後ほかになればというような話もしたんですけれども、この件について、基本的には国からの負担金が、これは機械ですけれども、出ているという話だものですから、実際、大木町の雇用者が困っておられるようなので、それについて考慮を願いたいという話で、よろしくお願いします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 古賀議員の質問にお答えをいたします。

ちょっと雇用の関係ということでございますので、所管しております私のほうから回答をしなければならないというふうに思っておりますが、入国されて転出される手続についてですけれども、止まっておりますので、何らかの国の支援等はあるかというふうに存じますけれども、ちょっと今手持ちのほうを持

っておりませんので、こういった補助事業なり助成なり何らかの救済措置があるかどうかも含めて、ちょっとお調べをして回答したいと思います。

この前、商工会との意見交換会もありましたけれども、その中では、そういった形の問題も起きていますというお話はいただいていますけれども、それ以上の町に対する要望等があっておりませんので、ちょっとそこまでお調べをしておりますでした。申し訳ございません。

以上でございます。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、古賀議員のご指摘のコロナで帰られなくなった。これは全国的な問題ということで、たしか対応を考えられていたと思います。ちょっと内容については、またご報告したいと思いますけど。

ただ、外国人の問題というのは、コロナに限らず、やっぱり労働力が足りない。特に、農業労働力が足りないというのが、町の課題になっておると。商工会が今、外国人技能実習生の受入れ窓口となって事務をやられていますけれども、いっぱいいっぱい、もう対応できないというような状況だということで、商工会のほうからお伺いしております。

商工会のほうからは、やっぱり受皿を新たにつくってほしいと。先ほど言われたように、そういう事態でもしっかり対応できるような受皿をつくって、安心して外国人の方が働いていただける環境づくりが必要だというようなことで、商工会のほうからもご提案いただいておりますので、やっぱり農協、JAの農業に関する労働者、特に農業というのは季節労働になりますので、そこら辺の

マッチングをどうするかとかが課題としてございますので、そういうところも含めて、ちょっと早急に対応をどうするか。JAと商工会と役場で協力してやっていくということにしかならないと思いますので、そこら辺についてはしっかり関係者と議論をして新しい受皿についての対応を考えてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長　ひしのみについては何か。ひしのみが窓口になってはということでお話もあったかと。

境町長　追加で、ひしのみ監査のときのご指摘ということでありました。一時、ひしのみがそういう形で窓口になったらどうかということも検討した経緯もあるようですけれども、基本的に外国人技能実習生の受入れが、協同組合方式じゃないと、そういう事業はできないというような事情もございますようですし、やはり商工会とかJAが主体となってやる形をつくらないと、では、ひしのみにお願いしますよということでは、やっぱりうまくいかないだろうというふうに思っていますので、ひしのみは海外研修の窓口ではありますけれども、ちょっと今回の場合は違うのかなというような感じを持っております。

以上でございます。

議長　10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　基本的には町長がおっしゃるとおりだと思います。ひしのみ国際交流センターに聞いたときも、要は雇主が、こんなことを言っちゃ何だけれども、ちょっと怪しげな方法で、だから表沙汰にしてほしくないのです、ひし

のみが直接前面に出るのは反対されている雇用主もいるんだというような話もお聞きしました。

実は、そういう話、いわゆる雇用に関するような事業の話でなくて、外国人の方々が集まって、いろんなお話とか交流をする場だけでもいいんですよ。だから、とにかく外国の方が、いわゆるストレスとか、最悪の場合、要するに自分の命を絶つというようなことがないようにしてほしいという話は、そのときにしました。

さっきの話なんですけれども、やはり大事なものは、例えば県とか国がちゃんとしたルールにのっとって、それで外国と日本と、ちゃんとした要するに会社をといるんですか、そういうところを通じて正式に雇用するようにしないと、結果そういう話になっているんじゃないかと思うんです。

ですから、この件につきましては、もう一回、私、聞いたところに話して、一応、産業振興課に相談してみますかということをお聞きします。向こうがどう答えるかは、ちょっと私も分からないんですけれども、もし本当にそうやって相談したいというふうに思っているならば、まず産業振興課長のほうに相談するように申し添えておきます。

以上です。

議長　ほかに質疑ございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　すみません、関連質問で、せっかくさっきの話題が出たので、お話ししたかったんですが、私も商工会のほうにいろいろ外国人実習生の方の話を伺ったんですが、今、商工会では窓口がお一人で、されていらっしゃるのが事務組合として、実働で動いてるのが、ほぼ1人。そこで、私が心配してい

るのは、その方がもし辞めましたとかいう話になると、多分もう訳が分からなくなるという話らしいんです。全国的に見ても、商工会が窓口になっているところもあるんだけど、ほとんど採算が合わなくて手放ししていると。手放しをしていて、大木町も、じゃ、はい、さようならという話になった場合は、どうなるのかというところなんですけれども。ただ、これを、先ほど町長がおっしゃられましたけれども、じゃ、町がやってくれという話になっても、全然畑違いの仕事であり、おっしゃられたとおり、JAであり商工会がそういったふうにはやればいいんでしょうけれども、多分なかなか動かないと思うんです。

私も詳しくはないんですが、一つの問題として思うのが、単価の違いというふうに伺っているんです。この辺でいうと、お隣の筑后市さんなんか、某企業さんなんかはものすごく一生懸命されていらっしゃって、そこから要は人を雇い入れる場合と、商工会等を通じて雇い入れる場合と全然単価が違くと。それは商工会が安いから、商工会から雇われるんでしょうね。

だから、単価が違うので、もうはなから単価が違うから、高くすればいいかという問題でもなく、今、使用されている企業さんからすると値段が上がるわけでしょうから、難しい問題なんですけど、これは絶対今後出てくる問題だと思うんです。これは本当に私は早めに手を入れておかないかかなというところでは、危惧していたところなんです。

じゃ、JAがやってくれというのは、多分、私はやらないと思います。商工会も今はいっぱいいっぱい、本来の商工会の業務じゃない部分をされていらっしゃると思うので、あれは多分、すみません、私、勝手な個人的な意見なんですけれども、商工会の仕事じゃないような気がせんでもないんで、欲を言うと、そういう新たな任意の何か団体であれ、そういう交渉をできるような、別に新たにつくっていったらいいかと。じゃ、これは二、三年で終わりという話

じゃないと思うんです。今後、人口が減って行って、労働人口も減る話が、もう目に見えて分かっているので、これは早めに手を打っておかないとあれかなとは思いますが。

せっかくいい質問が出たので、ついでに、これは実際、私も受けている相談事なので、じゃ、町がどうするかという話じゃないんですけども、何か早急にちょっと考えておかないと難しい問題になってくるのかなと思う。それに空き家を利用するとか、そこを上手につなげていかないといかるところなんでしょうけれども、そこは町長が上手に英断していただけることだと思いますので、これは提案です。どうにかしていただいたほうがいいと思います。

議長 問題提起ということで。

それと、ちょっと質疑の中で、外国人労働者の受入れというふうなことで質疑、答弁もありよったけれども、外国人技能実習生という理解で、ちょっと議事録のほうは、そういうふうに修正をさせていただきたいというふうに思いますので。そういうことやね、産業振興課長。労働者じゃなかよね。

ほかに質疑ございませんか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 ちょっとよく理解したかったんですけども、24ページ、新型コロナウイルスの感染症対策の事業補助金で、その金額とか何ではなくて、1,487名やったかな、対象者は。どうやったかな。

議長 特別定額給付金の話ですか。その人数。

中島宗昭議員 そして、その中で居所不明が2名ということで説明があった

と思います。その居所不明というのは、こういった形でいないのか、その辺を。

議長　それでは、答弁を許します。田中福祉課長。

福祉課長　中島議員のご質問にお答えします。

対象者1万4,197人のうち、1万4,187人に給付し、10人分の中で2人が居所不明ということで、実際にそこに何度か訪問したりしたんですけども、住んでいるかどうか分からないというところが2件ありました。ということで、よろしいでしょうか。

議長　12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　家族はいてもじゃなくて、もう全然、住所はあって行方不明という形で、連絡も取れないという形なんですか。

議長　答弁を許します。田中福祉課長。

福祉課長　中島議員のご質問にお答えします。

はい。結局もう全然分からないというような状況です。

議長　12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　じゃ、この不明の2名というのは、住民税とか固定資産税とか、そういったところも収納不能という形になってくるんですね。

議長　そこら辺まで把握できておるの。答弁を許します。田中福祉課長。

福祉課長　ご質問にお答えします。

税のところまでは、こちらでちょっと見ておりませんが、住んでいる様子がないということだけは確認しております。その後、ちょっと担当と協議して、また別にお答えします。

議長　じゃ、後ほどお知らせをいただくということで、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第83号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第8、議案第83号令和2年度大木町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第83号本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を2時40分とさせていただきます。

休憩 14時29分

再開 14時40分

議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第84号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第84号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、大木町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人件費を補正して計上する必要があること、及び前年度繰上充用金の額が確定したことにより、令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ290万8,000円を減額し、それぞれの合計を18億3,428万2,000円として計上するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。歳入歳出、続けてお願いいたします。田中健康課長。

健康課長 議案第84号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計においても、職員、会計年度任用職員の人件費については省略させていただきます。

10款1項1目前年度繰上充用金、21節補償補填及び賠償金311万1,000円の減額でございます。令和元年度歳入歳出決算認定において、前年度繰上充用金が確定したことによる減額補正をお願いしております。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税300万9,000円の減額補正でございます。1節医療給付費分現年課税分、同額でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金10万1,000円の補正でございます。4節職員給与費繰入金、同額でございます。歳出で補正しております給与改定に伴う事務費の繰入金でございます。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第84号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第9、議案第84号令和2年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第84号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第85号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第85号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、水道事業費を176万円増額し、収益的支出の計を2億3,993万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 それでは、議案第85号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

本案は、久留米市との共同配水施設である西部配水場からの分岐点に設置しております流量計の修繕に伴う委託料について増額するものであります。

補正予算（第3号）、1ページをお願いします。

第2条、令和2年度大木町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予算額につきまして補正するものです。第1款水道事業費につきましては176万円を増額し、2億3,993万5,000円に改めようとするものです。その内訳といたしまして、第1項営業費用、同額でございます。

詳細を2ページ、補正予算実施計画書に示しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第85号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 12番、中島宗治議員。

中島宗昭議員 別にありませんけれども、配水場の流量計の修理ということですが、これは全部大木町が負担するという分ですか。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 中島宗治議員の質問にお答えいたします。

負担につきましては、大木町が全額となっております。こちらにつきましては、共同配水施設等に関する維持管理協定書を久留米市のほうと結んでおりまして、第6条の規定に基づきまして、本施設の維持管理については久留米市に委託しております。久留米市のほうで修繕を実施していただきまして、その費用を負担金としてお支払いするものでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第85号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第85号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第10、議案第85号令和2年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第85号本案については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第11、議案第86号町道の路線の廃止について、日程第12、議案第87号町道の路線の認定については、それぞれ関連がございますので、一括議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第86号、議案第87号については一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第86号町道の路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、町道を廃止するに当たり、道路法（昭和27年律第180号）第10条3項の規定により準用される同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第87号町道の路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、町道を認定するに当たり、道路法（昭和27年律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 提出者からの提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　　それでは、議案第 8 6 号町道の路線の廃止について説明いたします。

廃止路線一覧表をお願いします。

廃止の議決を求める路線は 2 路線となっております。

次に、参考資料 1 4 ページの路線の廃止位置図をお開きください。

当該廃止 2 路線は、位置図のとおりでございます。詳細は 1 5、1 6 ページのとおりです。

大角 3 号路線につきましては、福岡県が事業主体であります山ノ井川浸水対策地域緊急事業、庄原橋の架け替えに伴い、路線の終点等の変更が必要であること、横溝 1 1 8 1 号路線については、旧県道を町道認定しているもので、福岡県が隣接者に対し財産の払下げを行うことから、道路法第 1 0 条 3 項の規定により準用されます同法第 8 条第 2 項の規定により、路線の廃止について議決を求めるものです。

続きまして、議案第 8 7 号町道の路線の認定について説明いたします。

認定路線一覧表をお願いします。

認定の議決を求める路線は 2 路線となっております。

次に、参考資料 1 8 ページの路線の認定位置図をお開きください。

当該認定 2 路線は、位置図のとおりでございます。詳細は 1 9 ページから 2 2 ページのとおりです。

大角 3 号路線については、福岡県が事業主体であります山ノ井川浸水対策地域緊急事業の正原橋の架け替えに伴いまして、一旦廃止し、認定が必要であること、上八院 1 6 5 0 号路線については、開発行為に伴い新設された道路につ

いて寄附を受納したことから、道路法第10条第3項の規定により、路線の認定について議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第86号並びに議案第87号について質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第86号並びに議案第87号については、議案の審査を総務建設産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第86号町道の路線の廃止について、日程第12、議案第87号町道の路線の認定については、総務建設産業常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13、議案第88号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第 88 号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、久留米広域圏域における広域行政の取組みについて、久留米広域連携中枢都市圏を中心に行うことにしたことにより、これまで久留米広域市町村圏事務組合で行っていたふるさと振興事業を廃止するため、同組合において共同処理する事務を変更し、これに伴い同組合の規約を変更することに関する協議について、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。野田企画課長。

企画課長 議案第 88 号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合同規約の変更に関する協議についてご説明いたします。

これまで久留米広域市町村圏事務組合では、今回廃止するふるさと振興事業をはじめ、小児救急医療支援事業、広域消防事業、国県への提言活動を行ってきましたが、平成 22 年 3 月に同組合とは別組織となる久留米広域定住自立圏を形成し、さらに平成 28 年 2 月には定住自立圏から久留米広域連携中枢都市圏に移行し、広域行政の推進を図ってきたところです。

このような中、同組合が行う広域市町村圏計画に係る事務、具体的には、ふ

るさと振興事業になりますが、これについては連携中枢都市圏の事業と二重行政ではないかとの指摘があり、その解消を図るため、圏域における広域行政の取組みについては連携中枢都市圏を中心に行うよう協議を行ってきたところで、これにより、これまで行っていたふるさと振興事業を廃止するに当たり、同組合において共同する事務の変更に伴い、同組合の規約を変更するものです。

参考資料の23ページをお願いいたします。

現行第3条第1項第1号、広域市町村圏計画の策定並びに広域市町村圏計画に係る事務の執行及び連絡調整に関する事務及び第2号、前号の計画に基づき地域振興事業に関する事務、それぞれを削除いたします。

次に、ふるさと振興事業を行う財源として設置しているふるさと振興基金について、それに関する規定を削除するため、現行第12条から第14条までを削除するとともに、次のページをお願いします。経費の支弁方法を定めている現行第15条及び同条別表について、広域市町村圏計画に関する事務及び地域振興事業に関する事務に要する負担金及び出資金の負担割合を削除し、新たに組合の運営に要する共通経費の負担金割合を加えるよう改正を行うものです。

以上です。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第88号については、会議規則第38条第3項の規

定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第 13、議案第 88 号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第 88 号本案については、原案のと

おり可決されました。

日程第14、議案第89号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第89号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、これまで久留米広域市町村圏事務組合で行っていたふるさと振興事業を廃止することに伴い、同事業の財源としていたふるさと振興基金も併せて廃止することから、その財産処分協議について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。野田企画課長。

企画課長 議案第89号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議についてご説明いたします。

本案は、先ほどの議案第88号においてご説明したとおり、これまで久留米広域市町村圏事務組合で行っていたふるさと振興事業を廃止することに伴い、

同事業の財源としていたふるさと振興基金について併せて廃止することから、その財産処分に関して協議を行うものです。

協議書案のページをお開きください。

協議事項については、1点目は、久留米広域市町村圏事務組合ふるさと振興事業特別会計剰余金は同組合一般会計に編入することについて、2点目は、久留米広域ふるさと振興基金に属する財産は各出資市町の出資割合に応じ関係市町に帰属させることについて、以上2点について協議を行うものです。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第89号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第89号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第14、議案第89号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第89号本案については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は12月15日午前9時30分に本会議は
お願いをいたします。お疲れさまでした。

延会 15時04分